

官報

号外

平成十年十月九日

○第四百十三回 参議院會議録第十五号

平成十年十月九日(金曜日)

午後零時一分開議

○議事日程 第十五号

平成十年十月九日

正午開議

- 第一 当せん金付証券法のの一部を改正する法律案(松村龍二君外六名発議)
- 第二 一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第三 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第四 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第五 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第六 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

- 一、裁判官弾劾裁判所裁判員の選挙
- 一、日程第一より第六まで
- 一、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
- 一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する

法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
一、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○議長(斎藤十朗君) これより会議を開きます。
この際、欠員中の裁判官弾劾裁判所裁判員一名の選挙を行います。

つきましては、裁判官弾劾裁判所裁判員の選挙は、その手続を省略し、議長において指名することと御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないものと認めます。

よって、議長は、裁判官弾劾裁判所裁判員に青木幹雄君を指名いたします。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) 日程第一 当せん金付証券法の一部を改正する法律案(松村龍二君外六名発議)を議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。地方行政・警察委員長小山峰男君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(小山峰男君登壇、拍手)

○小山峰男君 ただいま議題となりました法律案につきましまして、地方行政・警察委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、自由民主党、民主党・新緑風会、公明、社会民主党・護憲連合、自由党、改革クラブの六会派を代表する松村龍二君外六名の発議に係るものであり、その主な内容は、当せん金付証券に係る委託業務に関し競争の確保を図り、透明性の向上に資するため、受託金融機関の範囲の拡大、地方公共団体が行う検査の拡充等を図るとともに、当せん金付証券を取り巻く厳しい環境を踏まえ、当せん金付証券の発売方策の改善を行おうとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録に譲ります。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して八田ひろ子委員より反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

(投票開始)

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。

つきましては、これにて投票を終了いたします。

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

賛成

反対

よって、本案は可決されました。(拍手)

(投票者氏名は本号末尾に掲載)

○議長(斎藤十朗君) 日程第二 一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案

日程第三 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長長の報告を求めます。総務委員長竹村泰子君。

(審査報告書及び議案は本号末尾に掲載)

(竹村泰子君登壇、拍手)

○竹村泰子君 ただいま議題となりました給与関係二法律案につきまして、総務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、一般職職員給与法等改正案は、本年八月の給与についての人事院勧告を完全実施するため、一般職の職員の俸給月額、初任給調整手当、扶養手当、単身赴任手当等の額の引き上げを行うとともに、五十五歳を超える職員の昇給停止等の措置を講じようとするものであります。

次に、特別職職員給与法改正案は、一般職の職員の給与と改定に伴い、特別職の職員の給与の額を改定しようとするものであります。

なお、衆議院において、内閣総理大臣等の俸給月額について、平成十一年三月三十一日までの間は、従前の例によることとする修正が行われております。

委員会におきましては、両案を一括して議題とし、公務員給与に対する国民の理解の増進、昇給停止年齢の引き下げ問題、国立大学の独立行政法人化等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終りましたところ、一般職職員給与法等改正案に対し、日本共産党の阿部委員より昇給停止に関する改正規定を削除する等の修正案が提

平成十年十月九日 参議院會議録第十五号

裁判官弾劾裁判所裁判員の選挙 当せん金付証券法の一部を改正する法律案 一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案外一件

出されました。

本修正案は予算を伴うものでありますので、内閣の意見を聴取いたしましたところ、太田総務庁長官より、政府としては反対である旨の発言がありました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党の吉川委員より一般職職員給与法修正案に対する修正案に賛成、特別職職員給与法修正案に反対の旨の意見が述べられました。

次いで、順次採決の結果、一般職職員給与法修正案については、修正案を否決した後、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定し、また、特別職職員給与法修正案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。まず、一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特別に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。賛成 二百二十一 反対 百九十九

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の採決をいたします。

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。賛成 二百二十一 反対 百九十九

よって、本案は可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 日程第四 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

○議長(斎藤十朗君) 委員長の報告を求めます。外交・防衛委員長河本英典君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。賛成 二百二十一 反対 百九十八

よって、本案は可決されました。

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。賛成 二百二十三 反対 二百二十三

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 日程第五 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

○議長(斎藤十朗君) 委員長の報告を求めます。法務委員長荒木清寛君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。賛成 二百二十三 反対 二百二十三

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 日程第六 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

○議長(斎藤十朗君) 委員長の報告を求めます。法務委員長荒木清寛君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。賛成 二百二十三 反対 二百二十三

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。賛成 二百二十三 反対 二百二十三

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。賛成 二百二十三 反対 二百二十三

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。賛成 二百二十三 反対 二百二十三

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。賛成 二百二十三 反対 二百二十三

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。賛成 二百二十三 反対 二百二十三

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) この際、日程に追加して、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長長の報告を求めます。財政・金融委員長勝木健司君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔勝木健司君登壇、拍手〕

○勝木健司君 たいいま議題となりました金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、衆議院大蔵委員長提出によるものでありまして、我が国証券市場において、各種情報に基づき一部の特定の銘柄の株価が大きく変動したことなどの近時の市場動向にかんがみ、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律のうち、有価証券を借り入れて行う売りつけを空売り規制の対象とする関連規定を早期に施行することにより、公正で透明な証券市場の構築の促進を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与しようとするものであります。

委員会におきましては、提出者より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十三

賛成

二百二十三

反対

〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) この際、日程に追加して、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案)

(いずれも衆議院提出)

以上両案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(斎藤十朗君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長長の報告を求めます。議院運営委員長岡野裕君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔岡野裕君登壇、拍手〕

○岡野裕君 たいいま議題となりました二つの法律案につきまして、議院運営委員会における審査

の経過並びにその結果を御報告申し上げます。

まず、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案は、議長、副議長及び議員の歳費月額を平成十一年三月三十一日までの間、現行の額に据え置こうとするものであります。

次に、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書に適用されている別表第一及び別表第二の給料表の改定を行おうとするものであり、本年四月から適用することといたしております。

委員会におきましては、両案を一括して議題とし、順次採決の結果、いずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(斎藤十朗君) これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長(斎藤十朗君) 間もなく投票を終了いたします。——これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長(斎藤十朗君) 投票の結果を報告いたします。

投票総数

二百二十三

賛成

二百二十三

反対

〇

よって、両案は全会一致をもって可決されました。(拍手)

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長(斎藤十朗君) 本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十三分散会

出席者は左のとおり。

議長 斎藤十朗君
副議長 菅野久光君

弘友 和夫君	魚住裕一郎君
入澤 肇君	渡辺 孝男君
福本 潤一君	菅川 健二君
岩瀬 良三君	高橋 令則君
沢 たまき君	大森 礼子君
山本 保君	渡辺 秀央君
月原 茂晴君	加藤 修一君
高野 博郎君	松 あきら君
益田 洋介君	長谷川道郎君
橋本 聖子君	戸田 邦司君
平野 貞夫君	海野 義孝君
但馬 久美君	山下 栄一君
荒木 清寛君	中原 爽君
泉 信也君	田村 秀昭君
日笠 勝之君	風間 昶君
木庭健太郎君	森本 晃司君
須藤良太郎君	田中 直紀君
星野 昶市君	扇 千景君
統 訓弘君	鶴岡 洋君
白浜 一良君	浜田卓二郎君
鎌田 要人君	鹿熊 安正君
尾辻 秀久君	水野 誠一君
北岡 秀二君	武見 敬三君
中島 眞人君	龜谷 博昭君
奥村 展三君	堂本 曉子君
中川 義雄君	仲道 俊哉君

日出 英輔君	森下 博之君	久野 恒一君	木村 仁君	林 芳正君	山本 一太君	岩井 國臣君	田村 公平君	依田 智治君	佐藤 泰三君	若林 正俊君	成瀬 守重君	石渡 清元君	上杉 光弘君	井上 吉夫君	吉川 芳男君	中曾根弘文君	坂野 重信君	青木 幹雄君	阿部 正俊君	高橋紀世子君	山内 俊夫君	三浦 一水君	加納 時男君	阿南 一成君	金田 勝年君	鈴木 正孝君	大野つや子君	岩永 浩美君	大島 慶久君	太田 豊秋君	釜本 邦茂君	海老原義彦君	片山虎之助君	松谷蒼一郎君	南野知恵子君	矢野 哲朗君
--------	--------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

井上 裕君	村上 正邦君	石井 道子君	海野 徹君	浅尾慶一郎君	福山 哲郎君	岩本 莊太郎君	郡司 彰君	小宮山洋子君	松岡満壽男君	高嶋 良充君	松崎 俊久君	平田 健二君	和田 洋子君	伊藤 基隆君	小林 元君	直嶋 正行君	江本 孟紀君	今井 澄君	川橋 幸子君	奥石 東君	今泉 昭君	岡崎トミ子君	松田 岩夫君	江田 五月君	北澤 俊美君	足立 良平君	久保 亘君	谷林 正昭君	小池 晃君	福島 瑞穂君	畑野 君枝君	照屋 寛徳君	八田ひろ子君	谷本 鶴君	佐藤 道夫君
-------	--------	--------	-------	--------	--------	---------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	-------	--------	-------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	-------	--------

井上 美代君	阿部 幸代君	須藤美也子君	三野野榮子君	柳田 稔君	篠瀬 進君	岩佐 恵美君	林 紀子君	西山登紀子君	緒方 靖夫君	大淵 絹子君	竹村 泰子君	勝木 健司君	笠井 亮君	吉川 春子君	山下 芳生君	測上 貞雄君	山本 正和君	松前 達郎君	市田 忠義君	吉岡 吉典君	筆坂 秀世君	橋本 敦君	立木 洋君	田 英夫君	村沢 牧君	梶原 敬義君
--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	-------	-------	--------

法務委員	予算委員	農林水産委員	経済・産業委員	国土・環境委員	国務大臣	自治大臣	大蔵大臣	法務大臣	井上 美代君	阿部 幸代君	須藤美也子君	三野野榮子君	柳田 稔君	篠瀬 進君	岩佐 恵美君	林 紀子君	西山登紀子君	緒方 靖夫君	大淵 絹子君	竹村 泰子君	勝木 健司君	笠井 亮君	吉川 春子君	山下 芳生君	測上 貞雄君	山本 正和君	松前 達郎君	市田 忠義君	吉岡 吉典君	筆坂 秀世君	橋本 敦君	立木 洋君	田 英夫君	村沢 牧君	梶原 敬義君
------	------	--------	---------	---------	------	------	------	------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	-------	-------	-------	--------

同日衆議院から次の議案が提出された。よって議長は即日これを委員会に付託した。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院第一号) 文教・科学委員会に付託

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院第二号)

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院第三号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。

一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院第五号)

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院第八号)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院第九号)

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院第七号)

外交・防衛委員会に付託

同日衆議院から、同院において修正議決した次の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを総務委員会に付託した。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院第六号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案(内閣委員長提出(衆議院第一号))

永住外国人に対する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権等の付与に関する法律案(冬柴鐵三君外十九名提出(衆議院第二号))

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院第二号)

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院第三号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を日本国有鉄道清算事業団の債務処理及び国有林野事業の改革等に関する特別委員会に付託した。

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案(衆議院第四十二回国会開法第四十六号)

国有林野事業の改革のための特別措置法案(衆議院第四十二回国会開法第四十四号)

国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律案(衆議院第四十二回国会開法第四十五号)

森林法等の一部を改正する法律案(衆議院第四十二回国会開法第七十八号)

地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、東北森林管理局及び関東森林管理局の設置に關し承認を求めるの件(衆議院第四十二回国会開承認第一号)

一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律案(衆議院第四十二回国会開法第四十三号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

租税特別措置法の一部を改正する法律案(橋本敦君外四名発議)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(橋本敦君外四名発議)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(橋本敦君外四名発議)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(橋本敦君外四名発議)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(橋本敦君外四名発議)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(橋本敦君外四名発議)

租税特別措置法の一部を改正する法律案(橋本敦君外四名発議)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案につ

き、中央労働委員会の裁定のとおり実施すること承認した旨衆議院に通知した。

国営企業労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全通信労働組合関係)

国営企業労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)

国営企業労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)

国営企業労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(郵政産業労働組合関係)

国営企業労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係(定員内職員))

国営企業労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係(定員内職員))

国営企業労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係(定員内職員))

国営企業労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係(定員内職員))

国営企業労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係(定員内職員))

国営企業労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係(定員内職員))

国営企業労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係(定員内職員))

同日国会において中央労働委員会の裁定のとおり実施することを承認した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

国営企業労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全通信労働組合関係)

国営企業労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)

国営企業労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)

国営企業労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)

国営企業労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全日本郵政労働組合関係)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案につ

づき、国会の議決を求めるの件(郵政産業労働組合関係)

国営企業労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係(定員内職員))

国営企業労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係(定員内職員))

国営企業労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係(定員内職員))

国営企業労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係(定員内職員))

国営企業労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係(定員内職員))

国営企業労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係(定員内職員))

国営企業労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係(定員内職員))

国営企業労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係(定員内職員))

国営企業労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係(定員内職員))

国営企業労働関係法第十六條第二項の規定に基づき、国会の議決を求めるの件(全林野労働組合関係(定員内職員))

同日議長は、さきに逝去された議員世耕政隆君に対し次の弔詞をさされた。

参議院は、わが国 民主政治発展のため力を尽くされ、特に院議をもつて永年の功労を表彰せられ、さきに文教委員長裁判官弾劾裁判所裁判長等の要職に就かれ、また國務大臣としての重任にあたられました。議員正三位勲一等世耕政隆君の長逝に対し、つつしんで哀悼の意を表し、うやうやしく弔詞をささげます。

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任 補欠

青木 幹雄君 森田 次夫君

江田 五月君 千葉 景子君

泉 信也君 月原 茂皓君

辞任 補欠

井上 裕君 中川 義雄君

千葉 景子君 江田 五月君

本田 良一君 角田 義一君

橋本 敦君 林 紀子君

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案につ

平成十年十月九日 参議院會議録第十五号 議長の報告事項 当せん金付証券法の一部を改正する法律案

外交・防衛委員

辞任

補欠

木俣 佳文君

浅尾慶一郎君

財政・金融委員

辞任

補欠

浅尾慶一郎君

木俣 佳文君

文教・科学委員

辞任

補欠

林 紀子君

橋本 敦君

国民福祉委員

辞任

補欠

森田 次夫君

青木 幹雄君

農林水産委員

辞任

補欠

中川 義雄君

井上 裕君

経済・産業委員

辞任

補欠

角田 義一君

本田 良一君

国土・環境委員

辞任

補欠

月原 茂昭君

泉 信也君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

金融問題及び経済活性化に関する特別委員

辞任

補欠

高嶋 良光君

内藤 正光君

畑野 君枝君

岩佐 惠美君

月原 茂昭君

入澤 肇君

同日委員会において選任した理事は次のとおりである。

総務委員会

理事 足立 良平君 (江田五月君の補欠)

理事 泉 信也君 (月原茂昭君の補欠)

同日衆議院から次の議案が提出された。よって議長は即日これを財政・金融委員会に付託した。

金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一六号)

同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律案(衆第一五五号)

金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の一部を改正する法律案(大蔵委員長提出)(衆第一六号)

同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。

国民経済の活性化に資するための商品券の支給に関する緊急措置法案(浜四津敏子君外二名発議)

当せん金付証券法の一部を改正する法律案(松村龍二君外六名発議)

同日委員長から次の報告書が提出された。

当せん金付証券法の一部を改正する法律案(参議院第八号)審査報告書

防衛庁の職員給与等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)審査報告書

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第八号)審査報告書

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第九号)審査報告書

一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五号)審査報告書

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第六号)審査報告書

同日議員から次の質問主意書が提出された。

農業へりに関する質問主意書(中村敦夫君提出)

本日委員長から次の報告書が提出された。

金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一六号)審査報告書

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一三三号)審査報告書

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一四号)審査報告書

審査報告書

当せん金付証券法の一部を改正する法律案右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十年十月八日

地方行政・警察委員長 小山 峰男

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、当せん金付証券に係る委託業務に競争の確保及び透明性の向上を図るため、受託金融機関の範囲の拡大及び地方公共団体が行う検査機能の拡充等を図るとともに、当せん金付証券を取り巻く厳しい環境を踏まえ、当せん金付証券の発売方策の改善を行うほか、所要の規定の整備を行うこととするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

当せん金付証券法の一部を改正する法律案右の議案を議決する。

平成十年十月七日

発議者

松村 龍二 奥石 東

魚住 裕一郎 照屋 寛徳

高橋 令則 岩瀬 良三

木村 仁

賛成者

阿南 一成 片山虎之助

釜本 邦茂 鎌田 要人

鴻池 祥肇 中曽根弘文

高嶋 良光 谷林 正昭

藤井 俊男 白浜 一良

奥村 展三

参議院議長 斎藤 十朗殿

当せん金付証券法の一部を改正する法律

当せん金付証券法(昭和二十三年法律第四百四号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 この法律において、加算型当せん金付証券とは、当せん金付証券のうち、購入に当たつて、くじ引の対象となる数字の中から一定数の数字を選択し、当該選択した数字とくじ引により選択された数字との合致の割合に応じて当せん金品を支払い、又は交付するものであつて、次の各号に掲げる場合における当該各号に定める額の合計額を次の同種の当せん金付証券を発売する場合においてその当せん金品の金額又は価格の総額に加算金として算入するものをいう。

一 いずれかの合致の割合に該当する当せん金付証券がない場合 当該合致の割合に係る配分額(当該当せん金品の金額又は価格の総額を合致の割合に配分したものをいう。次号において同じ。)

二 それぞれの合致の割合に係る配分額を当該合致の割合に該当する各当せん金付証券にあん分した金額又は価格が第五条第二項に規定する一当せん金付証券の当せん金品の最高の金額又は価格を超える場合 当該超える部分の金額又は価格の総額

第五条第一項中「相当する額」の下に「(加算型当せん金付証券にあつては、その額に加算金(第二

条第二項の加算金をいう。以下同じ。の額を加えた額を加え、同条第二項中「十万倍」を「二十万倍」に、「二十万倍」を「百万倍(自治大臣の指定する当せん金付証券が加算型当せん金付証券である場合で加算金のあるときにあつては、二百万倍)」に改める。

第六條第一項中「売さばき」を「売りさばき」に、「(日本銀行を除く。以下同じ。)」を「その他政令で定める金融機関(以下「銀行等」という。))」に改め、同条第四項を同条第八項とし、同条第三項中「こえない」を「超えない」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の三項を加える。

5 第一項の規定に基づいて委託を受けた銀行等(以下「受託銀行等」という。))は、その委託に係る都道府県知事又は特定市の市長の承認を得て、他の者に当該委託を受けた当せん金付証券の発売等の事務の一部を再委託することができ

る。

6 前項の規定により受託銀行等が郵政大臣に再委託する場合にあつては、その再委託に係る事務は、当せん金付証券の売りさばき及び当せん金品の支払又は交付に関するものに限り。

7 都道府県知事又は特定市の市長は、第五項の承認をするかどうかを判断するために必要とされる基準を定め、あらかじめ公表しなければならない。

第六條第二項中「前項」を「第一項」に、「先だち」を「先立ち」に、「銀行」を「銀行等」に、「且つ」を「かつ」に、「左の」を「次の」に改め、「旨を」の下に「当該当せん金付証券の発売期間の初日の三月前までに」を加え、同項第一号中「売さばき」を「売りさばき」に改め、同項第一号中「外」を「ほか」に、「但し」を「ただし」に、「まかなわれるを」を「賄われる」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 銀行等は、他の法律の規定にかかわらず、前

項の規定により委託を受けた事務を行うことができる。

第七條第一項中「左に」を「次に」に改め、同項第二号中「当せん金付証券の発売等の事務の委託を受けた銀行(以下「受託銀行」という。))」を「受託銀行等」に、「商号」を「名称」に改め、同項第七号中「受託銀行」を「受託銀行等」に改める。

第九條中「左の」を「次の」に改め、同条第三号中「受託銀行」を「受託銀行等」に、「商号」を「名称」に改め、同条第五号中「くじびき」を「くじ引」に、「標示」を「表示」に改め、同条第八号中「受託銀行」を「受託銀行等」に改める。

第十一條第一項中「受託銀行」を「受託銀行等」に、「が確認し得られる」を「を確認することができ」に改め、同条第二項中「受託銀行」を「受託銀行等」に改める。

第十一條の二第一項中「受託銀行」を「受託銀行等」に改め、同条第二項中「因り」を「より」に、「受託銀行」を「受託銀行等」に改める。

第十四條(見出しを含む。))中「受託銀行」を「受託銀行等」に改める。

第十五條の見出し中「受託銀行」を「受託銀行等」に改め、同条中「受託銀行」を「受託銀行等」に改め、「売得金」の下に「(加算型当せん金付証券にあつては、売得金に加算金を加えたもの。次条第一項において同じ。)」を加える。

第十六條の見出しを「(受託銀行等の納付金等)」に改め、同条第一項中「受託銀行」を「受託銀行等」に、「第六條第二項第一号」を「第六條第三項第一号」に改め、「合計額」の下に「(加算型当せん金付証券にあつては、その額に次回の加算型当せん金付証券を発売する場合における加算金とされるもの(次項及び第三項において「加算予定金」という。))の金額を加えた額」を加え、「こえない」を「超えない」に改め、同条第三項中「受託銀行」を「受託銀行等」に改め、同項を同条第五項とし、同

条第二項各号列記以外の部分中「受託銀行」を「受託銀行等」に、「因り」を「より」に、「こえない」を「超えない」に、「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「交付すべき」を「支払うべき」に改め、同項第三号中「因り」を「より」に、「第六條第二項第一号」を「第六條第三項第一号」に改め、同項第四号中「まかなわれるを」を「賄われる」に、「第六條第二項第二号」を「第六條第三項第二号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 受託銀行等は、都道府県又は特定市が発売した加算型当せん金付証券に係る加算予定金を管理する場合において、当該都道府県又は当該特定市が次回の加算型当せん金付証券を発売するときは、その発売期間の末日までに、その受託銀行等に当該加算予定金を引き渡さなければならない。

3 受託銀行等は、都道府県又は特定市が発売した加算型当せん金付証券に係る加算予定金を管理する場合において、当該加算型当せん金付証券の発売期間満了後一年以内に次回の加算型当せん金付証券が発売されるときは、当該加算予定金を、当該発売期間満了後一年を経過した日から一月を超えない範囲で当該都道府県知事又は当該特定市の市長の指定する期間内に、当該都道府県又は当該特定市に納付しなければならない。

第十七條第一項中「受託銀行」を「受託銀行等」に、「要求せられる」を「要求される」に、「但し」を「この場合において」に改め、同条第二項中「必要がある」と認めるときは「を」を「少なくとも三年三回」に、「受託銀行」を「受託銀行等」に改め、「営業所」の下に「又は事務所」を加え、同条に次の五項を加える。

4 都道府県知事又は特定市の市長は、特に必要があるとき、その委託した業務に関

し、第二項の検査のほか、職員以外の者で監査に関する業務に精通しているものに委託して帳簿その他の関係書類を検査させることができる。この場合において、検査の委託を受けた者は、受託銀行等に対し、帳簿その他の関係書類の提出を求めることができる。

5 前項の規定に基づいて検査を行った者は、検査の実施に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 第四項の規定に基づいて検査を行う者は、検査の事務に関しては、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

7 都道府県知事又は特定市の市長は、第二項及び第四項の検査の結果を自治大臣に報告しなければならない。

8 自治大臣は、前項の報告を受けた場合において、当せん金付証券の発売等の事務の適正な執行を確保するために特に必要があると認めるときは、同項の都道府県知事又は特定市の市長に対し、必要な措置を講ずることを求めることができる。

第十八條中「左の」を「次の」に、「一」を「いずれかに」に、「十万円」を「百万円」に改め、同条第一号中「第六條第四項」を「第六條第八項」に改め、同項第三号中「貸付」を「貸付け」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前条第五項の規定に違反して検査の実施に関して知り得た秘密を漏らした者は、二年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十九條中「受託銀行」を「受託銀行等」に、「前条を」を「前条第一項」に、「外」を「ほか」に、「十万円以下」を「同項」に改める。

附 則
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。

平成十年十月九日 参議院會議録第十五号

当せん金付証券法の一部を改正する法律案 一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案

八

(当せん金付証券の発売等に関する経過措置)

第一条 この法律による改正後の当せん金付証券法第六條第三項の規定は、平成十一年七月一日以後の日を発売期間の初日とする当せん金付証券について適用し、同年六月三十日以前の日を発売期間の初日とする当せん金付証券については、なお従前の例による。

2 この法律による改正後の当せん金付証券法第六條第五項の規定は、この法律の施行の日以後の受託に係る受託銀行等の再委託契約について適用し、同日前の受託に係る受託銀行等の再委託契約については、なお従前の例による。

(郵便法の一部改正)

第三条 郵便法(昭和二十二年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十条 第一項中「払渡し等に関する業務」の下に「郵政省が当せん金付証券法(昭和二十三年法律第百四十四号)第六條第五項に規定する受託銀行等から再委託された当せん金付証券の売りさばき及び当せん金品の支払又は交付に関する業務」を加える。

(国営企業労働関係法の一部改正)

第四条 国営企業労働関係法(昭和二十三年法律第二百五十七号)の一部を次のように改正する。

第二条 第一号イ中「並びに郵便貯金」を「郵便貯金」に改め、「払渡し等に関する業務」の下に「並びに当せん金付証券法(昭和二十三年法律第百四十四号)第六條第五項に規定する受託銀行等から再委託された当せん金付証券の売りさばき及び当せん金品の支払又は交付に関する業務」を加える。

(郵政事業特別会計法の一部改正)

第五条 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第二条中「払渡し等に関する事務」の下に「当せん金付証券法(昭和二十三年法律第百四十

四号)第六條第五項に規定する受託銀行等から再委託された当せん金付証券の売りさばき及び当せん金品の支払又は交付に関する事務」を加える。

(簡易郵便局法の一部改正)

第六條 簡易郵便局法(昭和二十四年法律第二百十三号)の一部を次のように改正する。

第六條中「払渡し等に関する郵政窓口事務」の下に「当せん金付証券法(昭和二十三年法律第百四十四号)第六條第五項に規定する受託銀行等から再委託された当せん金付証券の売りさばき及び当せん金品の支払又は交付に関する郵政窓口事務」を加える。

第十条 第一項中「及び郵便貯金」を「郵便貯金」に改め、「受託に関する法律」の下に「及び当せん金付証券法」を加える。

(郵政省設置法の一部改正)

第七條 郵政省設置法(昭和二十三年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第三條 第二項に次の一号を加える。

九 当せん金付証券法(昭和二十三年法律第百四十四号)第六條第五項に規定する受託銀行等から再委託された当せん金付証券の売りさばき及び当せん金品の支払又は交付に関する業務

第四條 第三十二号中「並びに本邦通貨と」を「本邦通貨と」に改め、「買取りに関する事務」の下に「並びに当せん金付証券法第六條第五項に規定する受託銀行等から再委託された当せん金付証券の売りさばき及び当せん金品の支払又は交付に関する事務」を加える。

審査報告書

一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案 右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十年十月八日

総務委員長 竹村 泰子

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成十年八月十二日付けの給与改定に関する報告にかんがみ、一般職の国家公務員の俸給月額、初任給調整手当、扶養手当、単身赴任手当及び宿日直手当の額の改定を行うとともに、五十五歳を超える職員について一定期間を良好な成績で勤務したことによる昇給を行わないこととする等の措置を講じようとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用
本法律施行に要する経費は、平成十年度において、約三百四十五億円である。

一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三條により送付する。

平成十年十月七日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案 一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案 右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

(一般職の職員の給与に関する法律の一部改正)
第一条 一般職の職員の給与に関する法律(昭和

二十五年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第八條第六項中「(五十六歳以上の職員にあつては、人事院規則の定めるところにより、十八月又は二十四月)を削り、同条第八項ただし書中「職務の級における俸給の幅の最高額を受け」る職員のうち人事院規則で定める職員を、その俸給月額が職務の級における俸給の幅の最高額である場合」に改め、同条第九項中「五十六歳以上の職員のうち人事院規則で定める年齢を、五十五歳(人事院規則で定める職員にあつては、五十六歳以上の年齢で人事院規則で定めるもの)に改める。

第十条の三第一項第一号中「三十一万二千二百円を」三十一万六千四百円に改め、同項第二号中「五万四千四百円を」五万七千六百円に改める。

第十一条第四項中「四千円を」五千円に改める。

第十二條の二第二項中「二万円を」二万三千円に、「二万九千円を」四万五千円に改める。

第十九條の二第二項中「三千八百円を」四千円に、「一万八千円を」一万九千円に、「六千八百円を」七千円に、「五千七百元を」六千円に、「二万七千円を」二万八千五百円に、「二万二千元を」二万五千円に改め、同条第二項中「一万九千円を」二万円に改める。

第十九條の九第一項中「中学校」の下に「中等教育学校の前期課程」を加え、同条第三項中「高等学校」の下に「中等教育学校の後期課程」を加える。

第二十二條第一項中「三万八千九百円を」三万九千二百円に改める。

別表第一から別表第九までを次のように改める。

別表第一 行政職俸給表(第六条関係)

イ 行政職俸給表(一)

職階の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1 137,300	174,200	188,500	223,600	241,600	262,600	282,500	304,400	340,300	389,200	430,100	
2 141,700	181,100	195,600	231,900	250,800	271,800	292,000	314,700	352,700	392,800	444,800	
3 146,300	188,500	210,200	249,600	269,900	281,100	301,800	325,100	365,100	385,100	459,500	
4 151,800	194,400	218,300	258,900	277,700	290,400	311,800	335,800	377,200	389,100	474,300	
5 157,500	198,800	226,400	267,600	286,500	299,700	321,800	346,500	389,100	430,700	488,800	
6 163,800	205,100	234,400	276,200	295,300	308,300	332,000	357,200	401,000	443,100	503,200	
7 170,000	210,400	241,900	284,700	304,000	318,900	342,200	367,300	412,900	455,300	517,500	
8 174,800	215,400	248,600	288,100	312,700	328,500	351,900	386,900	424,900	466,900	531,800	
9 178,300	219,800	255,100	301,300	321,200	338,100	361,900	396,600	436,800	478,300	546,100	
10 181,400	224,400	261,500	309,200	329,500	347,600	371,400	396,600	448,000	489,400	560,400	
11 184,200	228,800	267,300	316,700	337,200	357,200	380,800	406,300	458,200	499,200	571,800	
12 186,900	233,100	272,900	324,000	344,900	368,700	389,900	416,000	468,000	508,200	579,200	
13 189,100	236,500	278,100	331,100	352,300	376,000	398,700	425,200	476,000	515,800	586,300	
14 191,200	239,600	283,300	337,500	358,200	385,100	405,900	433,600	482,800	522,900	592,500	
15 192,800	242,700	288,000	343,300	363,300	392,900	411,800	439,800	489,500	527,500	597,300	
16 245,800	248,700	295,900	350,700	371,000	407,900	425,300	453,900	494,200	530,000		
17 250,700	301,800	356,600	377,200	415,200	432,900	461,700					
18 303,800	359,000	379,900	418,800	436,700	465,500						
19 306,000	361,400	382,600	422,400	440,400							
20 308,100	363,800	385,300	426,000								
21 310,200	366,200	388,000	429,600								
22 312,300	368,600	390,700									
23 314,300	370,900	393,500									
24 316,300	373,200										
25 318,300	375,600										
26 320,300											
27 322,300											
28 324,300											
29 326,300											
30 328,300											
31 330,300											
32 332,300											

備考(一) この表は、他の俸給表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第二十二条及び附則第三項に規定する職員を除く。

(二) 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、184,200円とする。

ロ 行政職俸給表(二)

職員の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	123,000	167,600	186,600	204,900	231,900	261,000
2	126,700	174,400	192,600	211,200	238,500	268,500
3	130,500	180,500	198,700	217,800	246,100	276,100
4	134,200	186,500	204,900	224,900	253,300	284,300
5	138,300	191,900	211,100	231,800	260,300	292,500
6	143,100	197,100	217,600	238,700	267,300	301,100
7	147,900	202,500	224,400	245,100	274,100	308,700
8	154,000	208,100	230,800	251,100	280,500	318,100
9	160,200	213,600	237,200	257,000	286,400	326,300
10	167,400	218,900	243,100	262,900	292,000	334,200
11	174,200	224,600	248,800	268,400	297,600	342,000
12	180,800	234,700	259,800	278,300	308,200	349,400
13	185,800	239,600	265,000	283,900	313,800	356,700
14	190,600	244,400	270,000	288,800	318,700	363,200
15	195,200	246,700	274,700	293,700	323,500	375,600
16	199,800	252,900	279,600	297,900	328,000	381,500
17	204,000	256,800	284,300	301,600	332,500	387,000
18	207,800	260,100	288,800	304,900	336,700	392,200
19	210,900	262,700	292,600	308,000	340,500	396,900
20	214,000	264,800	296,300	311,000	344,100	401,600
21	217,100	266,900	297,800	313,800	347,400	405,900
22	220,100	268,600	300,200	316,500	350,000	409,300
23	222,900	270,300	302,400	319,200	352,600	
24	225,300	272,000	304,400	321,700	355,000	
25	227,600	273,700	308,400	324,000	357,400	
26	229,800	275,500	308,400	326,200	359,800	
27	232,000	277,200	310,400	328,400		
28	234,000	278,900	312,400	330,600		
29	236,000	280,600	314,400	332,800		
30	237,800	282,300	316,400	335,000		
31	239,700	284,000				
32	241,000					
33	242,000					

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第二 専門行政職俸給表(第六条関係)

職員の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 俸	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
1	158,400	224,800	273,500	311,600	340,300	380,200	430,100
2	165,200	236,000	285,300	324,400	352,700	392,800	444,800
3	174,800	247,300	297,300	338,100	365,100	405,400	459,500
4	182,000	258,600	309,200	346,800	377,200	418,000	474,300
5	189,600	269,900	320,900	357,500	389,100	430,700	488,800
6	196,700	280,100	332,500	367,500	401,000	443,100	503,200
7	204,000	290,600	342,600	377,200	412,900	455,300	517,500
8	211,300	301,000	352,500	386,900	424,800	466,900	531,800
9	219,200	311,400	362,100	396,600	436,800	478,300	546,100
10	227,300	321,500	371,600	406,300	448,000	489,400	560,400
11	235,000	332,000	380,900	416,000	458,200	499,200	571,800
12	242,400	344,900	388,800	425,200	468,000	508,200	579,200
13	249,100	351,900	405,900	439,800	482,800	522,900	592,500
14	255,600	357,000	411,800	445,800	489,500	527,500	597,300
15	262,000	360,500	415,300	449,900	494,200		
16	267,700	363,400	418,800	453,900	498,700		
17	273,000	365,900	422,300	457,900	503,000		
18	278,100	368,400	425,900	461,700			
19	283,300	370,900	429,500	465,500			
20	288,000	373,400	433,100				
21	292,200	375,900	436,700				
22	295,800						
23	299,300						
24	301,800						
25							

備考 (一) この表は、植物防疫官、家畜防疫官、特許庁の審査官及び審判官、船舶検査官並びに航空交通管理の業務その他の専門的な知識、技術等を必要とする業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。
(二) 1級の6号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、185,300円とする。

別表第三 税務職俸給表 (第六条関係)

職等の級 号 俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額	6 級 俸給月額	7 級 俸給月額	8 級 俸給月額	9 級 俸給月額	10 級 俸給月額	11 級 俸給月額
1	— 円	— 円	216,800 円	253,300 円	273,000 円	293,400 円	313,700 円	335,500 円	368,300 円	405,100 円	445,100 円
2	153,300	198,000	224,700	262,300	292,200	308,100	323,900	345,900	378,800	417,500	456,800
3	159,800	205,400	231,900	271,500	291,500	312,800	334,200	356,300	389,300	429,800	468,500
4	167,000	212,600	238,300	280,700	300,900	322,900	344,800	368,700	399,700	441,300	480,200
5	174,400	218,300	246,800	288,900	310,100	333,100	354,800	377,200	408,900	452,000	491,700
6	182,000	223,000	254,300	298,200	319,300	343,500	365,000	387,700	420,000	461,900	503,200
7	190,800	227,700	261,700	308,300	328,500	353,700	375,100	397,800	430,100	471,700	517,500
8	198,100	232,500	267,700	317,000	337,600	363,800	385,200	407,900	440,100	480,800	531,800
9	200,900	236,100	273,600	325,600	346,500	373,800	395,100	417,900	449,900	489,900	546,100
10	203,800	239,800	279,400	334,000	355,100	383,500	405,000	427,900	459,500	498,700	560,400
11	205,900	242,200	285,000	342,100	362,300	393,200	414,900	437,900	468,500	507,500	571,800
12	207,900	245,200	290,400	348,800	368,600	403,000	424,800	447,700	477,100	516,300	579,200
13	209,700	248,200	294,800	355,100	374,500	412,700	434,700	457,000	485,700	525,100	586,300
14	211,300	251,200	298,800	359,400	380,300	422,600	441,700	465,600	494,300	532,600	592,500
15		253,300	302,400	363,500	385,600	431,500	448,500	473,400	502,800	537,000	597,300
16			305,800	367,200	390,400	437,500	454,400	480,200	506,900		
17			308,000	370,000	394,100	443,500	459,000	484,500	511,000		
18				372,800	397,500	448,000	463,600	488,700	515,100		
19				375,000	400,900	451,700	467,300	492,900			
20				377,300	403,800	455,300	471,000	496,700			
21				379,600	406,500	458,800	474,700	500,500			
22				381,800		462,400	478,400				
23				384,000		466,000					
24						469,600					

備考 (一) この表は、国税庁に勤務し、租税の賦課及び徴収に関する事務等に従事する職員で人事院規則で定めらるるものに適用する。

(二) 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなつた職員で人事院規則で定めらるるもの俸給月額は、この表の額にかかわらず、211,700円とする。

別表第四 公安職俸給表 (第六条関係)

イ 公安職俸給表 (一)

職級の 号 俸	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
1	160,000	175,700	183,100	202,800	226,200	273,800	283,400	313,700	335,500	368,300	405,100	445,100
2	166,000	183,100	192,400	210,900	234,500	282,900	293,100	323,900	346,900	378,800	417,500	456,800
3	173,900	192,400	202,400	219,400	243,700	292,300	302,900	334,200	356,300	388,300	429,800	468,500
4	181,100	202,400	210,000	226,900	252,300	301,700	312,900	344,600	366,700	398,700	441,300	480,200
5	188,800	210,000	217,600	234,400	261,500	311,200	323,100	354,800	377,200	409,900	452,000	491,700
6	199,700	217,600	225,000	242,000	269,900	320,300	333,500	365,000	387,700	420,000	461,900	503,200
7	207,300	225,000	231,800	249,800	278,000	329,400	343,700	375,100	397,800	430,100	471,700	517,500
8	214,700	231,800	239,100	258,200	286,600	347,400	361,800	385,100	407,900	440,100	480,800	531,800
9	222,000	239,100	247,000	266,300	295,200	356,200	370,500	405,000	427,800	459,500	499,700	546,100
10	228,800	247,000	254,900	274,500	303,800	364,500	378,800	414,900	437,800	468,500	507,500	571,800
11	236,100	254,900	263,000	282,600	311,500	372,700	386,900	424,800	447,700	477,100	516,300	578,200
12	244,000	262,000	271,100	290,900	320,000	380,700	394,900	434,700	457,000	485,700	525,100	586,300
13	251,000	270,000	279,200	299,800	329,000	388,700	402,900	441,700	465,000	494,300	532,600	592,500
14	258,000	277,900	287,300	308,800	338,200	396,600	410,800	448,500	473,400	502,600	537,000	597,300
15	267,000	285,800	294,900	315,000	346,900	403,900	417,500	454,400	480,200	506,900	541,300	601,800
16	274,400	293,100	302,400	323,500	352,900	411,200	424,800	461,300	487,000	513,100	548,500	608,800
17	281,900	300,400	309,900	331,000	359,800	418,500	432,100	468,600	494,300	520,400	556,000	616,300
18	289,800	307,400	317,000	338,900	367,700	425,800	439,400	475,900	501,600	527,700	563,300	624,300
19	294,500	314,200	324,600	347,400	376,100	430,200	444,000	480,500	506,200	532,300	568,000	631,800
20	301,100	321,000	331,800	355,000	383,800	437,500	451,300	487,800	513,500	539,600	575,300	639,300
21	307,300	327,700	338,600	363,000	391,000	444,800	458,600	495,100	520,800	546,900	582,600	646,800
22	313,800	334,100	345,000	371,000	400,000	452,000	465,800	502,300	528,000	554,100	590,000	654,300
23	319,900	340,600	351,600	378,900	408,000	459,000	472,800	509,100	534,800	560,900	596,800	661,800
24	325,700	347,300	358,300	386,200	416,000	466,000	479,800	516,100	541,800	567,900	603,800	669,300
25	331,600	354,000	365,000	393,500	424,000	473,000	486,800	523,100	548,800	574,900	610,800	676,800
26	337,500	360,500	371,500	400,800	432,000	480,000	493,800	529,100	554,800	580,900	616,800	684,300
27	342,600	366,000	377,000	408,000	439,000	487,000	500,800	537,100	562,800	588,900	624,800	691,800
28	346,300	371,000	382,000	412,500	443,000	491,000	504,800	541,100	566,800	592,900	628,800	696,800
29	350,200	375,500	386,500	416,000	447,000	495,000	508,800	545,100	570,800	596,900	632,800	701,800
30	354,200	380,200	391,200	420,000	451,000	499,000	512,800	549,100	574,800	600,900	636,800	706,800
31	358,100	385,000	396,000	424,000	455,000	503,000	516,800	553,100	578,800	604,900	640,800	711,800
32	362,000	389,800	400,800	428,000	459,000	507,000	520,800	557,100	582,800	608,900	644,800	716,800
33	366,000	394,000	405,000	432,000	463,000	511,000	524,800	561,100	586,800	612,900	648,800	721,800
34	369,700	398,000	409,000	436,000	467,000	515,000	528,800	565,100	590,800	616,900	652,800	726,800
35	373,000	402,000	413,000	440,000	471,000	519,000	532,800	569,100	594,800	620,900	656,800	731,800
36	376,000	406,000	417,000	444,000	475,000	523,000	536,800	573,100	598,800	624,900	660,800	736,800
37	379,000	410,000	421,000	448,000	479,000	527,000	540,800	577,100	602,800	628,900	664,800	741,800

備考 (一) この表は、警察官、皇宮護衛官、入国警備官及び刑務所等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 3級の3号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額額は、この表の額にかかわらず、206,400円とする。

ロ 公安職俸給表 (二)

職階の号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	—	—	216,800	253,300	273,000	288,400	313,700	335,500	368,300	405,100	445,100
2	153,300	198,000	224,700	262,300	282,200	303,100	323,900	345,900	378,800	417,500	456,800
3	159,800	205,400	231,900	271,500	291,500	312,800	334,200	356,300	388,300	429,800	468,500
4	167,700	212,600	239,300	280,700	300,900	322,900	344,600	366,700	398,700	441,300	480,200
5	175,700	218,300	246,800	289,900	310,100	333,100	354,800	377,200	409,900	452,000	491,700
6	183,800	224,000	254,300	299,200	319,300	343,500	365,000	387,700	420,000	461,900	503,200
7	191,400	229,400	261,700	308,300	328,500	353,700	375,100	397,800	430,100	471,700	517,500
8	198,100	234,600	268,600	317,000	337,600	363,900	385,200	407,900	440,100	480,800	531,800
9	202,500	239,600	275,200	325,600	346,500	373,800	395,100	417,900	449,900	489,900	546,100
10	206,800	244,200	281,800	334,000	355,100	383,500	405,000	427,900	459,500	498,700	560,400
11	210,900	248,900	286,200	342,100	363,100	393,200	414,900	437,900	468,500	507,500	571,800
12	214,900	254,100	294,000	349,600	370,900	403,000	424,800	447,700	477,100	516,300	579,200
13	218,600	259,300	299,800	356,200	378,500	412,700	434,700	457,000	485,700	525,100	586,300
14	222,000	264,400	305,100	361,800	386,000	422,600	444,700	465,600	494,300	532,600	592,500
15	225,600	269,200	310,700	366,600	392,600	431,500	448,500	473,400	502,600	537,000	597,300
16	228,900	273,400	315,400	371,200	398,000	437,500	454,400	480,200	506,900		
17	232,100	277,100	319,900	374,400	402,900	443,500	459,000	484,500	511,000		
18	234,900	280,600	324,100	377,500	406,700	448,000	463,600	488,700	515,100		
19	237,500	282,800	327,500	380,300	410,200	451,700	467,300	492,900			
20	239,900		330,000	383,200	413,400	455,300	471,000	496,700			
21	241,900		332,000	386,100	416,300	458,800	474,700	500,500			
22			334,000	388,400	419,000	462,400	478,400				
23			336,000	390,700		466,000					
24			338,000	393,000		469,600					
25			340,100								
26			342,100								

備考 (一) この表は、警察庁、公安調査庁、少年院、海上保安庁等に勤務する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) 3級の1号俸を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額にかかわらず、211,700円とする。

別表第五 海事職俸給表 (第六条関係)

イ 海事職俸給表 (一)

階級の 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	164,800	218,800	256,200	308,500	336,900	375,400	463,100
2	174,300	227,500	275,000	335,800	360,100	402,500	488,000
3	184,100	236,400	285,500	346,900	371,700	420,300	501,600
4	193,900	244,200	299,300	359,300	383,200	438,000	514,100
5	204,400	252,100	313,000	369,700	394,300	455,200	528,100
6	215,100	259,600	326,100	381,100	408,600	467,500	537,700
7	221,800	267,200	334,700	392,200	422,600	479,400	548,200
8	228,100	275,100	343,300	403,300	436,100	490,500	557,700
9	232,700	282,400	351,900	414,200	445,800	501,600	564,900
10	236,400	289,500	360,000	425,000	454,800	512,300	572,000
11	240,300	295,900	367,700	433,700	463,400	521,200	578,700
12	244,200	301,700	375,200	440,900	471,700	528,600	585,100
13	248,100	307,500	382,500	448,000	478,600	534,800	590,800
14	251,400	312,200	389,500	454,900	483,900	540,400	595,400
15	254,600	316,800	396,200	459,400	488,300	545,700	
16	257,900	321,200	402,300	463,000	492,400	549,600	
17	261,000	324,300	405,500	466,500	496,500	553,900	
18	263,000	327,400	408,500	470,000	500,600	558,000	
19			411,500	473,800	504,500	562,100	
20							
21			414,500	477,200	508,300		
22			417,500	480,800	512,100		
23			420,500	484,400	516,000		
24			423,500	488,000			
25			426,600	491,700			
26			429,700				
27			432,800				

備考 この表は、海洋区域又は近海区域を航行区域とする船舶その他人事院の指定する船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で人事院規則で定めるところに適用する。

ロ 海事職俸給表 (二)

階級の 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	139,600	175,000	206,300	234,000	267,000	300,200
2	143,500	182,900	213,200	241,400	275,200	308,500
3	148,400	191,600	219,600	248,200	283,900	316,800
4	154,300	199,200	226,600	258,000	292,000	325,100
5	160,200	205,800	233,900	266,600	299,300	333,500
6	167,100	212,300	241,300	274,700	306,100	342,400
7	174,700	217,800	249,100	282,900	312,700	351,000
8	181,800	224,100	257,700	288,700	319,300	359,300
9	190,200	230,400	266,200	296,300	325,500	367,300
10	197,800	237,000	274,100	302,800	331,600	375,400
11	204,200	243,600	281,700	309,000	337,500	383,500
12	210,600	249,700	288,300	314,800	343,300	391,200
13	216,000	256,200	294,700	320,000	349,100	398,800
14	221,300	262,500	301,000	325,200	354,500	406,000
15	228,600	268,300	306,700	329,800	359,500	412,400
16	231,800	274,100	312,200	334,100	364,400	418,500
17	236,700	279,600	316,800	337,900	369,600	424,600
18	241,800	285,100	321,300	341,400	372,700	430,500
19	246,300	289,800	325,600	344,900	375,800	436,300
20			329,400	348,000	378,800	441,500
21	249,600	293,800	332,100	351,100	381,800	446,400
22	252,600	296,600	334,800	353,400	384,800	450,800
23	254,800	299,400	337,400	355,700	387,800	
24		301,800	339,700	358,000	390,800	
25		303,900	341,800	360,300	393,700	
26		305,700	343,600	362,600	396,600	
27		307,500	345,800	364,900	399,500	
28		309,300	347,800	367,300		
29		311,100	349,800	369,700		
30			351,800			
31			353,800			

備考 この表は、船舶に乗り組む職員（海事職俸給表（一）の適用を受ける者を除く。）で人事院規則で定めるところに適用する。

別表第六 教育職俸給表 (第六条関係)

イ 教育職俸給表 (一)

職階の級 号 俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額	5 級 俸給月額
1	184,200	207,100	258,100	292,700	378,800
2	172,300	216,100	272,200	308,000	392,500
3	182,600	225,400	285,300	323,400	405,300
4	193,500	234,900	299,300	339,800	418,000
5			313,400	354,400	430,400
6	201,300	244,500	327,500	369,900	442,400
7	206,900	257,500	341,200	385,300	454,400
8	216,700	270,400	354,800	398,800	468,300
9	225,200	283,300	368,400	407,800	478,000
10	234,800	295,400	378,600	417,800	489,700
11	242,900	307,600	388,800	427,100	501,500
12	251,700	319,800	398,700	435,900	513,200
13	260,000	327,700	407,600	444,600	525,000
14	268,000	334,700	416,300	452,500	536,700
15	275,500	341,700	424,300	460,300	547,500
16	282,900	348,400	432,000	467,800	557,000
17	289,700	355,000	439,500	474,500	566,500
18	296,300	361,100	446,900	480,800	575,800
19	302,800	367,200	453,300	486,500	585,000
20	308,900	373,100	458,600	492,400	593,600
21	314,800	378,800	463,500	498,100	600,100
22	319,900	384,500	468,800	503,600	605,200
23	324,700	389,500	470,100	508,900	610,000
24	329,300	393,800	473,400	513,100	
25	333,000	396,900	476,600	516,600	
26	336,300	399,900	478,800	520,100	
27	339,500	402,900	483,000		
28	342,400	405,800	486,200		
29	344,700	408,700			
30	346,900	411,600			
31	349,100	414,500			
32	351,300	417,400			
33	353,400	420,300			
34	355,600	423,400			
35	357,800				
36	360,000				
37	362,200				
38	364,600				

備考 この表は、大学及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する教授、助教授、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 教育職俸給表 (二)

職階の級 号 俸	1 級 俸給月額	2 級 俸給月額	3 級 俸給月額	4 級 俸給月額
1	150,400	185,100	318,900	417,400
2	156,400	192,100	332,900	427,600
3	164,200	202,500	346,900	437,500
4	172,300	209,500	357,000	447,400
5		217,100	367,400	457,200
6	181,500	225,100	378,000	469,500
7	191,600	236,400	388,100	475,700
8	198,400	243,400	398,100	484,600
9	205,400	250,400	408,000	493,900
10	212,200	257,300	417,500	503,200
11	219,500	266,400	426,700	513,500
12	227,100	276,800	435,800	522,900
13	235,300	283,900	444,500	531,600
14	243,400	292,700	452,600	539,200
15	251,500	300,700	460,600	543,800
16	259,600	309,900	468,500	
17	267,800	316,100	476,900	
18	275,500	321,200	485,300	
19	283,300	327,700	493,500	
20	290,300	330,800	501,700	
21	297,000	339,500	509,900	
22	303,300	347,700	516,900	
23	309,500	355,900	521,100	
24	315,500	362,000		
25	321,500	368,000		
26	327,400	374,000		
27	333,200	380,000		
28	338,600	386,000		
29	344,100	392,000		
30	349,600	398,000		
31	351,300	402,300		
32	354,400	406,700		
33	357,400	409,700		
34	359,500	412,700		
35	361,600	415,700		
36	363,600	418,700		
37	365,500	421,700		
38	367,400	424,700		
39	369,600			
40	371,800			

備考 (一) この表は、高等学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

官 報 (号 外)

ハ 教育職給表 (三)

職階の級	1	2	3	4	級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	150,400	166,400	276,800	412,300	466,200
2	156,900	174,800	290,700	421,400	477,800
3	164,200	184,000	304,800	430,200	489,500
4	172,300	193,100	318,900	438,000	501,100
5	181,500	202,100	332,900	447,500	512,700
6	191,600	209,500	346,500	455,600	524,000
7	198,400	217,100	357,000	463,600	536,300
8	203,300	225,100	367,400	471,100	547,200
9	212,000	236,400	377,800	478,400	556,700
10	218,900	248,300	388,900	485,300	566,200
11	226,000	260,400	395,600	492,600	575,500
12	233,700	273,700	404,100	499,900	584,700
13	241,200	286,400	412,400	506,600	593,200
14	248,400	299,800	420,300	511,900	599,900
15	255,500	313,800	428,300	516,000	605,000
16	262,300	327,700	435,900		
17	268,900	340,700	443,100		
18	275,500	350,900	450,100		
19	281,600	360,900	458,900		
20	287,000	370,900	468,200		
21	292,100	379,400	478,100		
22	296,900	387,800	488,100		
23	301,300	395,700			
24	304,800	402,900			
25	308,300	409,800			
26	311,800	415,500			
27	314,400	421,100			
28	316,300	426,400			
29	318,200	431,400			
30	320,100	436,400			
31	322,000	440,700			
32	323,900	445,000			
33		449,300			
34		453,600			
35		455,600			
36		455,600			

備考 (一) この表は、中学校、小学校、幼稚園及びこれらに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で人事院規則で定めるものの俸給月額は、この表の額に8,000円をそれぞれ加算した額とする。

ニ 教育職給表 (四)

職階の級	1	2	3	4	5	級
号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額	俸 給 月 額
1	173,100	208,300	259,100	323,400	466,200	
2	184,000	216,700	272,200	338,800	477,800	
3	195,500	225,700	285,300	354,400	489,500	
4	207,100	235,100	299,600	369,900	501,100	
5	214,100	244,600	313,900	385,300	512,700	
6	221,800	257,500	328,200	396,800	524,000	
7	229,600	270,400	343,700	407,800	536,300	
8	237,700	283,300	359,100	419,100	547,200	
9	246,000	296,400	374,500	430,400	556,700	
10	254,700	309,500	385,900	442,400	566,200	
11	263,300	322,700	396,900	454,400	575,500	
12	271,600	335,900	407,700	466,300	584,700	
13	279,500	349,100	417,700	478,000	593,200	
14	287,400	362,200	427,100	489,600	599,900	
15	294,800	371,400	435,700	501,200	605,000	
16	302,200	380,600	444,100	512,800	609,800	
17	309,000	389,800	451,800	524,700		
18	315,500	398,200	459,400	533,500		
19	321,300	406,600	465,900	539,000		
20	326,700	414,700	471,600	544,400		
21	331,700	422,700	477,100	550,300		
22	336,700	430,400	482,200	556,100		
23	341,200	438,000	487,200	561,700		
24	345,500	444,500	492,200	566,400		
25	349,000	450,200	495,800	570,700		
26	351,700	455,700	499,400			
27	354,200	460,800	502,900			
28	357,100	465,800				
29	359,900	470,800				
30	362,700	474,400				
31	365,300	477,800				
32	367,800	481,100				
33	370,500					
34	373,200					
35	375,900					
36	378,600					
37						

備考 この表は、高等専門学校及びこれに準ずるもので人事院の指定するものに勤務する校長、教頭、助教諭、講師、助手その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第七 研究職俸給表 (第六条関係)

職名の 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額	5 級 俸 給 月 額
1	137,400	187,600	261,500	304,100	350,600
2	141,800	197,700	275,100	318,200	363,200
3	147,000	206,800	286,700	332,600	375,900
4	153,400	216,000	302,300	346,900	388,600
5			316,200	358,000	401,000
6	161,200	225,600	330,200	368,500	414,100
7	166,800	237,500	344,100	378,500	427,300
8	176,800	249,500	354,400	388,300	441,300
9	187,700	261,300	364,000	397,900	455,000
10	195,000	271,700	372,800	407,400	468,500
11	202,500	282,100	380,700	416,500	482,000
12	210,300	292,300	387,700	425,600	495,000
13	218,300	299,800	394,400	434,700	507,700
14	226,700	306,500	400,900	443,500	519,300
15	235,300	313,400	407,300	451,500	531,800
16	243,700	320,300	413,300	459,400	543,700
17	250,100	327,200	418,800	467,300	555,600
18	256,400	334,000	423,800	475,100	566,400
19	262,600	340,700	428,200	482,000	574,500
20	268,700	347,300	432,400	488,900	581,600
21	274,400	353,800	436,600	494,300	587,700
22	279,800	358,900	440,700	499,000	593,100
23	285,000	363,300	444,800	503,000	597,900
24	290,200	368,300	448,400		
25	295,100	369,300	451,900		
26	299,000	372,300			
27	302,800	375,300			
28	305,800	378,300			
29	308,400	381,300			
30	310,600				
31	312,800				
32	315,000				

備考 この表は、試験所、研究所等で人事院の指定するものに勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第八 医療職俸給表 (第六条関係)

イ 医療職俸給表 (一)

職名の 号 俸	1 級 俸 給 月 額	2 級 俸 給 月 額	3 級 俸 給 月 額	4 級 俸 給 月 額
1	241,000	303,200	355,500	438,600
2	251,200	319,800	372,800	451,900
3	256,700	336,400	390,000	464,300
4	263,100	353,200	407,200	478,500
5		370,100	420,300	488,300
6	299,400	387,200	433,700	500,000
7	315,200	404,300	446,700	511,200
8	331,000	417,300	459,000	521,900
9	346,300	429,000	470,900	532,600
10	359,500	439,900	482,100	542,800
11	372,600	449,800	493,100	552,900
12	385,400	459,200	504,000	562,300
13	394,900	468,500	514,300	571,200
14	404,000	477,600	524,500	580,100
15	411,600	486,700	533,500	588,800
16	416,400	495,600	542,500	597,500
17	421,100	502,100	551,400	605,700
18	424,000	507,500	558,500	612,400
19		512,100	565,300	617,700
20		515,800	570,200	622,500
21		519,600	575,100	
22		523,400	579,900	
23		527,000	584,200	
24		530,600	588,500	

備考 この表は、病院、診療所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事院規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給表(二)

階級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
号 俸	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	141,800	180,200	210,100	234,300	271,800	314,700	351,400	418,100
2	147,500	186,900	217,300	242,700	281,500	325,100	368,400	430,800
3	154,400	193,800	225,000	251,400	291,200	335,500	375,400	443,100
4	161,300	200,300	233,100	260,100	301,000	345,800	387,300	455,800
5	168,000	207,000	241,400	268,800	310,900	356,100	399,100	468,000
6	176,700	213,800	249,900	277,500	320,800	366,000	410,900	480,400
7	183,100	220,700	258,500	286,300	330,900	375,800	423,100	492,800
8	189,500	227,700	267,000	295,200	340,900	385,600	435,300	505,400
9	194,900	235,200	275,600	304,200	350,500	395,500	447,000	518,300
10	200,300	242,200	284,100	313,200	360,000	405,500	457,900	531,100
11	205,600	249,100	292,800	322,000	369,400	415,400	467,700	539,100
12	210,800	255,700	300,900	330,500	378,200	424,600	478,000	548,500
13	215,700	262,300	309,000	338,500	387,100	433,200	487,800	558,400
14	220,200	268,100	316,900	346,400	395,200	439,600	498,500	569,200
15	224,700	273,600	324,500	353,900	401,500	445,700	508,400	580,000
16	229,000	278,800	331,800	360,000	407,800	449,900	510,800	591,100
17	233,300	284,000	338,800	365,400	412,700	453,900	515,100	602,400
18	238,600	289,700	344,800	370,300	417,500	457,900	519,400	613,700
19	243,900	295,500	350,800	374,000	421,500	461,700	523,400	625,000
20	249,200	301,300	356,800	377,800	425,500	465,500	527,400	636,300
21	254,500	307,100	362,800	381,600	429,500	469,300	531,400	647,600
22	259,800	312,900	368,800	385,400	433,500	473,100	535,400	658,900
23	265,100	318,700	374,800	389,200	437,500	476,900	539,400	670,200
24	270,400	324,500	380,800	393,000	441,500	480,700	543,400	681,500
25	275,700	330,300	386,800	396,800	445,500	484,500	547,400	692,800
26	281,000	336,100	392,800	400,600	449,500	488,300	551,400	704,100
27	286,300	341,900	398,800	404,400	453,500	492,100	555,400	715,400
28	291,600	347,700	404,800	408,200	457,500	495,900	559,400	726,700
29	296,900	353,500	410,800	412,000	461,500	499,700	563,400	738,000
30	302,200	359,300	416,800	415,800	465,500	503,500	567,400	749,300

備考 この表は、病院、診療所、診療所に勤務する医師、薬剤師、放射線技師、その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給表(三)

階級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
号 俸	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円	俸給月額 円
1	155,300	182,700	225,800	249,200	281,200	318,700	353,500
2	160,900	191,300	232,900	256,700	289,900	328,500	365,500
3	166,900	199,700	241,300	264,300	298,800	338,800	377,500
4	173,200	208,000	249,800	271,900	307,300	349,400	389,500
5	181,600	212,700	258,300	279,500	316,200	359,800	401,400
6	190,200	218,800	267,000	287,500	325,000	369,700	413,800
7	198,000	225,500	275,800	295,500	333,700	379,500	426,300
8	204,200	232,800	284,400	303,600	342,200	389,500	438,100
9	209,500	240,500	293,200	311,800	350,000	399,500	449,600
10	214,900	248,000	302,000	320,000	357,800	409,700	460,800
11	220,500	255,500	309,800	328,000	365,600	420,100	471,900
12	226,000	263,000	317,300	336,000	373,300	430,800	483,000
13	232,400	270,400	324,800	344,000	381,100	441,700	494,100
14	238,800	277,800	332,300	352,000	388,900	452,600	505,200
15	244,100	285,200	339,800	360,000	396,700	463,500	516,300
16	249,500	292,600	347,300	368,000	404,500	474,400	527,400
17	255,900	299,900	354,800	376,000	412,300	485,300	538,500
18	261,400	307,300	362,300	384,000	420,100	496,200	549,600
19	267,000	314,700	369,800	392,000	427,900	507,100	560,700
20	272,600	322,100	377,300	400,000	435,700	518,000	571,800
21	278,200	329,500	384,800	408,000	443,500	528,900	582,900
22	283,800	336,900	392,300	416,000	451,300	539,800	594,000
23	289,400	344,300	400,000	424,000	459,100	550,700	605,100
24	295,000	351,700	407,800	432,000	466,900	561,600	616,200
25	300,600	359,100	415,600	440,000	474,700	572,500	627,300
26	306,200	366,500	423,400	448,000	482,500	583,400	638,400
27	311,800	373,900	431,200	456,000	490,300	594,300	649,500
28	317,400	381,300	439,000	464,000	498,100	605,200	660,600
29	323,000	388,700	446,800	472,000	505,900	616,100	671,700
30	328,600	396,100	454,600	480,000	513,700	627,000	682,800
31	334,200	403,500	462,400	488,000	521,500	637,900	693,900
32	339,800	410,900	470,200	496,000	529,300	648,800	705,000
33	345,400	418,300	478,000	504,000	537,100	659,700	716,100
34	351,000	425,700	485,800	512,000	544,900	670,600	727,200
35	356,600	433,100	493,600	520,000	552,700	681,500	738,300
36	362,200	440,500	501,400	528,000	560,500	692,400	749,400
37	367,800	447,900	509,200	536,000	568,300	703,300	760,500
38	373,400	455,300	517,000	544,000	576,100	714,200	771,600
39	379,000	462,700	524,800	552,000	583,900	725,100	782,700
40	384,600	470,100	532,600	560,000	591,700	736,000	793,800
41	390,200	477,500	540,400	568,000	599,500	746,900	804,900

備考 この表は、病院、診療所、診療所に勤務する医師、薬剤師、放射線技師、その他の職員で人事院規則で定めるものに適用する。

別表第九 指定職俸給表(第六条関係)

号 俸	俸 給 月 額
1	593,000
2	658,000
3	729,000
4	810,000
5	873,000
6	937,000
7	1,025,000
8	1,106,000
9	1,185,000
10	1,269,000
11	1,346,000
12	1,375,000

備考 この表は、事務次官、外局の長、大学の学長、試験所又は研究所の長、病院又は療養所の長その他の官職を占める職員で人事院規則で定めるものに適用する。

(一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部改正)

第二条 一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第一項の表を次のように改める。

号 俸	俸 給 月 額
1	421,000
2	497,000
3	578,000
4	673,000
5	785,000
6	897,000

第六条第二項の表を次のように改める。

号 俸	俸 給 月 額
1	345,000
2	386,000
3	418,000

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中一般職の職員の給与に関する法律(以下「給与法」という。)第十九条の二第一項及び第二項の改正規定は平成十一年一月一日から、第一条中給与法第八條第六項、第八項及び第九項並びに第十九條の九第一項及び第三項の改正規定並びに附則第十一項から第十三項までの規定は同年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第七項において同じ。)による改正後の給与法(附則第十一項を除き、以下「改正後の給与法」という。)の規定及び第二条の規定による改正後の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律附則第十四項において「改正後の任期付研究員法」という。)の規定は、平成十年四月一日から適用する。

(特定の職務の級の切替え)

3 平成十年四月一日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級が公安職俸給表(一)の二級であった職員の切替日における職務の級は、人事院の定めるところにより、同表の特二級又は二級とする。

(特定の号俸の切替え等)

4 前項の規定により切替日における職務の級が公安職俸給表(一)の特二級となる職員(附則第六項に規定する職員を除く。)の切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、切替日の前日においてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)に対応する附則別表の新号俸欄に定める号俸とし、前項の規定により切替日における職務の級が公安職俸給表(一)の二級となる職員(附則第六項に規定する職員を除く。)の新号俸は、旧号俸と同じ号数の号俸とする。

5 前項の規定により新号俸を決定される職員に対する切替日以降における最初の改正後の給与法第八條第六項の規定の適用については、旧号俸を受けていた期間(人事院の定める職員にあっては、人事院の定める期間)を新号俸を受ける期間に通算する。

(最高号俸等の切替え等)

6 切替日の前日において職務の級における最高の号俸又は最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事院規則で定める。

(切替期間における異動者の号俸等)

7 切替日からこの法律の施行の日(附則第十項において「施行日」という。)の前日までの間において、第一条の規定による改正前の給与法(附則第十一項を除き、以下「改正前の給与法」という。)の規定により、新たに俸給表の適用を受け

ることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員のうち、人事院の定める職員の、改正後の給与法(一)の規定による当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間は、人事院の定めるところによる。

(切替日前の異動者の号俸等の調整)

8 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事院の定めるこれに準ずる職員の切替日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号俸等の基礎)

9 附則第三項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸又は俸給月額は、改正前の給与法及びこれに基づく人事院規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(施行日から平成十一年三月三十一日までの間における異動者の号俸等の調整)

10 施行日から平成十一年三月三十一日までの間において、改正後の給与法(一)の規定により、新たに俸給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号俸若しくは俸給月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号俸又は俸給月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与法(一)の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与法(一)の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において

平成十年十月九日 参議院會議録第十五号

一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律案
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案

二〇

て、人事院の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(昇給停止に関する経過措置)

11 平成十一年四月一日(以下この項及び次項において「基準日」という。)前日から引き続き俸給表の適用を受ける職員のうち、基準日において五十五歳第一條の規定による改正後の給与法(次項及び附則第十三項において「新給与法」という。)(第八條第九項の人事院規則で定める職員にあっては、同項の人事院規則で定める年齢。次項において「昇給停止年齢」という。))を超えている職員(基準日において第一條の規定による改正前の給与法第八條第九項の人事院規則で定める年齢を超えていない職員に限る。次項において「昇給停止年齢超過職員」という。)(の昇給については、なお従前の例による。

12 基準日前から引き続き俸給表の適用を受ける職員のうち、基準日後に昇給停止年齢を超える職員で、基準日の前日におけるその年齢と昇給停止年齢との近接の度を考慮して昇給停止年齢超過職員との権衡上必要があると認められるものとして人事院規則で定める職員については、新給与法第八條第九項本文の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、人事院規則の定めるところにより、昇給させることができる。基準日以後に新たに俸給表の適用を受ける

こととなつた職員のうち、任用の事情等を考慮して昇給停止年齢超過職員又はこの項前段の人事院規則で定める職員との権衡上必要があると認められる職員として人事院規則で定める職員についても、同様とする。

13 前項前段の人事院規則で定める職員及び当該職員との権衡上必要があると認められる職員として同項後段の人事院規則で定める職員のうち、新給与法第八條第九項の人事院規則で定める職員の、五十六歳に達した日から同項の人事院規則で定める年齢に達する日までの間における給与法第八條第六項又は第八項ただし書の規定による昇給については、なお従前の例による。

(給与の内払)

14 改正後の給与法又は改正後の任期付研究員法の規定を適用する場合においては、改正前の給与法又は第二條の規定による改正前の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与法又は改正後の任期付研究員法の規定による給与の内払とみなす。(人事院規則への委任)

15 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

審査報告書

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十年十月八日

参議院議長 斎藤 十朗殿
総務委員長 竹村 泰子

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定を行ふうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用
本法律案施行に要する経費は、平成十年度において、約四千万円である。

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。
平成十年十月七日
参議院議長 斎藤 十朗殿
衆議院議長 伊藤宗一郎

(小字は衆議院修正)

特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案
特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律

特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正

する。

第一條第十九號の七の二を削る。
第三條第二項中「百三十六万四千円を「百三十七万五千円」に改め、同條第三項中「百六十七万七千円を「百六十八万二千円」に、「八十六万七千円」を「八十七万三千円」に改める。

第四條第二項中「三万八千九百円を「三万九千二百円」に、「七万二千二百円を七万八千八百円」に改める。

第九條中「三万八千九百円を「三万九千二百円」に改める。

別表第一俸給月額額の欄中「二、二八八、〇〇〇円を「二、三〇四、〇〇〇円」に、「一、六七〇、〇〇〇円を「一、六八二、〇〇〇円」に、「一、五九九、〇〇〇円を「一、六一〇、〇〇〇円」に、「一、三六四、〇〇〇円を「一、三七五、〇〇〇円」に、「一、三五四、〇〇〇円を「一、三六五、〇〇〇円」に、「一、三三五、〇〇〇円を「一、三四六、〇〇〇円」に、「一、一七五、〇〇〇円を「一、一七七、〇〇〇円」に、「一、一八五、〇〇〇円を「一、一八七、〇〇〇円」に改める。

別表第二俸給月額額の欄中「一、五九九、〇〇〇円を「一、六一〇、〇〇〇円」に、「一、三五四、〇〇〇円を「一、三六五、〇〇〇円」に、「一、三五〇、〇〇〇円を「一、三四六、〇〇〇円」に、「一、一七五、〇〇〇円を「一、一八五、〇〇〇円」に、「一、一四一、〇〇〇円を「一、一四八、〇〇〇円」に改める。

別表第三俸給月額額の欄中「五二六、五〇〇円を「五二一、一〇〇円」に、「四八〇、〇〇〇円を「四八四、八〇〇円」に、「四四〇、〇〇〇円を「四四四、四〇〇円」に、「三九六、五〇〇円を「四〇〇、五〇〇円」に、「三五三、三〇〇円を「三五六、八〇〇円」に、「三一八、〇〇〇円を「三二一、二〇〇円」に、「二九一、三〇〇円を「二九四、二〇〇円」に、「二七〇、二〇〇円を

「二七二、九〇〇」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から起算して、この法律(第一条第十九号の七の二を削る改正規定を除く。次項において同じ。)による改正後の特別職の職員の給与に関する法律(以下「改正後の給与法」という。)の規定(〇は、平成十年四月一日から適用する。)

(給与の内払)

2 改正後の給与法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の特別職の職員の給与に関する法律の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与法の規定による給与の内払とみなす。

(平成十一年三月三十一日までの間の内閣府大臣等の俸給月額)

3 内閣府大臣及び国務大臣並びに内閣府副大臣及び政務次官のうち国会議員から任命されたものの俸給月額は、改正後の給与法別表第一の規定にかかわらず、平成十一年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

審査報告書

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
右は多数をもって可決すべきものと議決した。

よって要領書を添えて報告する。

平成十年十月八日

外交・防衛委員長 河本 英典

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般職の国家公務員の例に準じ

平成十年十月九日 参議院会議録第十五号 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

て、防衛庁職員の俸給月額等の改定を行うとともに、自衛官俸給表の陸将、海将及び空将の欄又は陸将補、海将補及び空将補の(一)欄の適用を受ける自衛官以外の自衛官に係る調整手当の支給割合を改める等の措置を講じようとするものであって、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に要する経費は、平成十年度において、約百五十一億円である。

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十年十月七日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

防衛庁の職員の給与等に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

第十四条第三項中「百分の三・五を「百分の四」に、「百分の五・五を「百分の六」に改める。

第十八条第二項中「五千六百九十円を「五千七百二十円」に改める。

第二十五条第二項中「十万六千四百円を「十万七千四百円」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 参事官等俸給表(第四条一第六関係)

号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	号	指定職
1	245,500	334,300	373,700	417,500	472,300	1	583,000
2	254,600	345,600	387,300	431,300	488,400	2	658,000
3	265,300	357,000	400,900	445,100	504,600	3	728,000
4	275,400	368,700	414,100	459,000	520,800	4	810,000
5	288,400	380,500	427,300	473,000	536,800	5	873,000
6	298,500	392,100	440,400	486,600	552,800	6	937,000
7	310,200	403,200	453,500	500,000	568,300	7	1,025,000
8	320,600	414,000	466,600	512,700	584,000	8	1,106,000
9	331,400	424,800	479,600	525,200	599,700	9	1,185,000
10	342,400	435,500	492,100	537,400	615,400	10	1,269,000
11	353,400	446,200	503,100	548,200	627,900	11	1,346,000
12	364,000	456,800	513,900	558,100	639,100		
13	375,700	467,000	522,700	568,400	643,800		
14	386,700	476,100	530,200	574,200	650,600		
15	397,300	482,900	537,500	579,300	655,900		
16	407,800	489,500	542,800				
17	418,100	494,000	547,800				
18	428,100	498,400	552,800				
19	437,700	502,800					
20	445,800	507,200					
21	452,200	511,600					
22	457,900						
23	462,800						
24	467,200						
25	471,500						

備考 この表の指定職の欄に定める額の俸給を受ける職員は、防衛事務次官その他の官職を占める者で政令で定めるものとする。

- (一) 戦時特殊空輸の開始その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸揚、海降又は空降であるものについては、この政の規定にかかわらず、陸揚補、海降補及び空降補(二)欄に定める額の給給を支給するものとする。
- (二) この政の陸揚補、海降補及び空降補の(一)欄に定める額の給給の支給を受ける職員は、備考(一)の政令で定める官職を占める者で政令で定めるものとする。
- (三) この政の陸揚補、海降補及び空降補の(一)欄又は(二)欄に定める額の給給の支給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十項から第十二項までの規定は、平成十一年四月一日から施行する。

2 この法律による改正後の防衛庁の職員の給与等に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、平成十一年四月一日から適用する。

(俸給の切替)

3 平成十一年四月一日(以下「切替日」という。)における職員の俸給月額額は、附則第五項に定めるものを除き、切替日の前日においてその者が属していた職務の級又は階級(当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあつては防衛庁の職員の給与等に関する法律別表第二の陸将補、海将補及び空将補の()欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の()欄、()欄又は()欄をいう。以下同じ。)におけるその者が受けていた俸給月額(以下「旧俸給月額」という。)に対応する号俸と同一の当該職務の級又は階級における号俸による額とする。

(旧俸給月額を受けていた期間の通算)

4 前項の規定により切替日における俸給月額(以下「新俸給月額」という。)を決定される職員に対する切替日以降における最初の新法第五條第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律及び一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第 号。以下「一般職給与改正法」という。)(第一條の規定)(一般職給与改正法附則第一項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第六項において同じ。)による改正後の一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号。附則第九項において「改正後の一般職給与法」という。)(第八條第六項の規定の適用については、旧俸給月額を受けていた期間(総理府令で定める職員にあつては、総理府令で定める期間)を新俸給月額を受ける期間に通算する。

(切替日前の異動者の俸給月額等の調整)

7 切替日前に職務の級又は階級を異にして異動した職員及び総理府令で定めるこれに準ずる職員の新俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級又は階級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

ては、総理府令で定める期間)を新俸給月額を受ける期間に通算する。

(最高号俸による俸給月額を超える俸給月額を受ける職員の俸給の切替等)

5 切替日の前日において職務の級又は階級の最高の号俸による俸給月額を超える俸給月額を受けていた職員の新俸給月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、総理府令で定める。

(切替期間における異動者の俸給月額等)

6 切替日からこの法律の施行の日(附則第九項において「施行日」という。)(の前日までの間において、この法律による改正前の防衛庁の職員の給与等に関する法律(以下「旧法」という。)(の規定により、新たに旧法別表第一若しくは別表第二、一般職給与改正法第一條の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する法律別表第一若しくは別表第六(ハ)を除く。)(から別表第九まで又は一般職給与改正法による改正前の一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)第六條第一項若しくは第二項の俸給表の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員のうち、総理府令で定める職員の、新法の規定による当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間)は、総理府令で定める。

(旧俸給月額の基礎)

8 附則第三項から前項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級又は階級及びその者が受けていた俸給月額は、旧法及びこれに基づく命令の規定に従つて定められたものでなければならぬ。

(施行日から平成十一年三月三十一日までの間における異動者の俸給月額等の調整)

9 施行日から平成十一年三月三十一日までの間において、新たに新法別表第一若しくは別表第二又は改正後の一般職給与法別表第一若しくは別表第六(ハ)を除く。)(から別表第九まで(次項及び附則第十一項において「改正後の関係俸給表」という。)(の適用を受けることとなつた職員及びその属する職務の級若しくは階級又はその受ける俸給月額に異動のあつた職員の当該適用又は異動の日における俸給月額及びこれを受けることとなる期間については、当該適用又は異動に ついて、まず旧法の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から新法の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、総理府令で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(昇給停止に関する経過措置)

10 平成十一年四月一日(以下この項及び次項において「基準日」という。)(前日から引き続き改正後の関係俸給表の適用を受ける職員のうち、基準日において五十五歳(新法第五條第三項において読み替へて準用する一般職給与改正法第一條の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する法律次項及び附則第十二項において「新一般職給与法」という。)(第八條第九項の政令で定める職員)にあつては、同項の政令で定める年齢(次項において「昇給停止年齢」という。)(を超えている職員(基準日において旧法第五條第三項において読み替へて準用する一般職給与改正法による改正前の一般職の職員の給与に関する法律第八條第九項の政令で定める年齢を超えていない職員に限る。次項において「昇給停止年齢超過職員」という。)(の昇給については、なお従前の例による。

いいない職員に限る。次項において「昇給停止年齢超過職員」という。)(の昇給については、なお従前の例による。

11 基準日前から引き続き改正後の関係俸給表の適用を受ける職員のうち、基準日後に昇給停止年齢を超える職員で、基準日の前日におけるその年齢と昇給停止年齢との近接の度を考慮して昇給停止年齢超過職員との権衡上必要があるとして認められるものとして政令で定める職員については、新法第五條第三項において準用する新一般職給与法第八條第九項本文の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、政令の定めるところにより、昇給させることができる。基準日以後に新たに改正後の関係俸給表の適用を受けることとなつた職員のうち、任用の事情等を考慮して昇給停止年齢超過職員又はこの項前段の政令で定める職員との権衡上必要があるとして認められる職員として政令で定める職員についても、同様とする。

12 前項前段の政令で定める職員及び当該職員との権衡上必要があるとして認められる職員として同項後段の政令で定める職員のうち、新法第五條第三項において読み替へて準用する新一般職給与法第八條第九項の政令で定める職員の、五十六歳に達した日から同項の政令で定める年齢に達する日までの間における防衛庁の職員の給与等に関する法律第五條第三項において準用する一般職の職員の給与に関する法律第八條第六項又は第八項ただし書の規定による昇給については、なお従前の例による。

(給与の内払)

13 新法の規定を適用する場合においては、旧法の規定に基づいて支給された給与は、新法の規定による給与の内払とみなす。

(政令への委任)

14 附則第三項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

一四

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案

平成十年十月八

参議院議長 斎藤 十郎殿

一、委員会の決定の理由

一、費用

別表を次のように改める。

る法律案

平成十年十月七日

参議院議長 斎藤 十朗殿

する法律

第十五条中「百三十五万四千円」を「百三十

別表を次のように改める。

分 区

区 分	報 酬 月 額	最 高 裁 判 所 長 官	最 高 裁 判 所 判 事	東 京 高 等 裁 判 所 長 官	そ の 他 の 高 等 裁 判 所 長 官	判 事							
	二、三〇四、〇〇〇円		一、六八二、〇〇〇円	一、六一〇、〇〇〇円	一、四九二、〇〇〇円	一、三四六、〇〇〇円	一、一八五、〇〇〇円	一、一〇六、〇〇〇円	九三七、〇〇〇円	八一〇、〇〇〇円	七二九、〇〇〇円	六五八、〇〇〇円	五九三、〇〇〇円

簡易裁判所判事																判事補												
十 七 号	十 六 号	十 五 号	十 四 号	十 三 号	十 二 号	十 一 号	十 号	九 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	十 二 号	十 一 号	十 号	九 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号
二三七、八〇〇円	二四七、一〇〇円	二六二、六〇〇円	二七二、四〇〇円	二九九、六〇〇円	三一一、三〇〇円	三三三、六〇〇円	三五二、六〇〇円	三八〇、三〇〇円	四〇六、六〇〇円	四三七、〇〇〇円	四七五、四〇〇円	四九五、二〇〇円	六五八、〇〇〇円	七一九、〇〇〇円	八一〇、〇〇〇円	九三七、〇〇〇円	二三七、八〇〇円	二四七、一〇〇円	二六二、六〇〇円	二七二、四〇〇円	二九九、六〇〇円	三一一、三〇〇円	三三三、六〇〇円	三五二、六〇〇円	三八〇、三〇〇円	四〇六、六〇〇円	四三七、〇〇〇円	四七五、四〇〇円

附則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の裁判官の報酬等に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、平成十年四月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の裁判官の報酬等に関する法律の規定に基づいて支給された報酬その他の給与は、新法の規定による報酬その他の給与の内払とみなす。

審查報告書

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

平成十年十月八日

法務委員長 荒木 清寛

参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官の俸給月額の改定を行おうとするも

のであって、**妥当な措置と認める。**

一、費用

本法施行に伴い、平成十年度に必要な経費は、約二億八千七百万円である。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

平成十年十月七日

衆議院議長 伊藤宗一郎

参議院議長 斎藤 十朗殿

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案

檢察官

する法律

檢察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法

律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第九条中「七十二万四千円」を「七十二万九千円」

に改める。

別表を次のように改める。

別表(第二条関係)

				区 分	俸 給 月 額
検 事 総 長	一、六八二、〇〇〇円				
次 長 検 事	一、三七五、〇〇〇円				
東京高等検察庁検事長	一、四九二、〇〇〇円				
その他の検事長	一、三七五、〇〇〇円				
一 号	一、三四六、〇〇〇円				
二 号	一、一八五、〇〇〇円				
三 号	一、一〇六、〇〇〇円				
四 号	九三七、〇〇〇円				

副 検 事												検 事																
十 二 号	十 一 号	十 号	九 号	八 号	七 号	六 号	五 号	四 号	三 号	二 号	一 号	二 十 号	十 九 号	十 八 号	十 七 号	十 六 号	十 五 号	十 四 号	十 三 号	十 二 号	十 一 号	十 号	九 号	八 号	七 号	六 号	五 号	
二六二、六〇〇円	二七一、四〇〇円	二九九、六〇〇円	三一一、三〇〇円	三三三、六〇〇円	三五二、六〇〇円	三八〇、三〇〇円	四〇六、六〇〇円	四三七、〇〇〇円	四七五、四〇〇円	四九五、二〇〇円	六五八、〇〇〇円	二三七、八〇〇円	二四七、一〇〇円	二六二、六〇〇円	二七二、四〇〇円	二九九、六〇〇円	三一、三〇〇円	三三三、六〇〇円	三五二、六〇〇円	三八〇、三〇〇円	四〇六、六〇〇円	四三七、〇〇〇円	四七五、四〇〇円	五九三、〇〇〇円	六五八、〇〇〇円	七一九、〇〇〇円	八一〇、〇〇〇円	

平成十年十月九日 参議院會議録第十五号

金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の一部を改正する法律案 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

二六

十	三	号
十	四	号
十	五	号
十	六	号
二四七、一〇〇円	二二七、八〇〇円	二二三、六〇〇円
二〇九、八〇〇円		

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律による改正後の検察官の俸給等に関する法律(以下「新法」という。)の規定は、平成十年四月一日から適用する。

2 新法の規定を適用する場合においては、この法律による改正前の検察官の俸給等に関する法律の規定に基づいて支給された俸給その他の給与は、新法の規定による俸給その他の給与の内払とみなす。

審査報告書

金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十年十月九日

財政・金融委員長 勝木 健司
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、我が国証券市場において、各種情報に基づき一部の特定の銘柄の株価が大きく変動したことなどの近時の市場動向にかんがみ、金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律のうち、有価証券を借り入れて行う売付けを空売り規制の対象とする関連規定を早期に施行することにより、公正で透明な証券市場の構築の促進を図り、もって国民経済の

健全な発展に寄与しようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用
本法律施行のため、別に費用を要しない。

金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十年十月八日

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の一部を改正する法律案
金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律(平成十年法律第七号)の一部を次のように改正する。

附則第一条第一号の次に次の一号を加える。

一の二 第一条中証券取引法第六十二条第一項第一号の改正規定、同法第二百八条第一号の改正規定(同法第六十二條第一項第一号に係る部分に限る。)及び同法第二百八条の次に一条を加える改正規定(同法第六十二條第一項第一号に係る部分に限る。)金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律の一部を改正する法律(平成十年法律第七号)の施行の日

附 則

この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

審査報告書

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十年十月九日

議院運営委員長 岡野 裕
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、議長、副議長及び議員の歳費月額を平成十一年三月三十一日までの間、現行の額に据え置くこととするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用
本法律施行のため、特に費用を要しない。

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十年十月七日

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

議長及び副議長の歳費月額、平成十一年三月三十一日までの間は、それぞれ特別職の議員の給与に関する法律の一部を改正する法律(平成十年法律第七号)による改正前の特別職の議員の給与に関する法律(次項において、改正前の特別職給与法という。)別表第一に掲げる内閣総理大臣

の俸給月額に相当する金額及び国務大臣の俸給月額に相当する金額とする。

議員の歳費月額は、第一条及び国会法第三十五条の規定にかかわらず、平成十一年三月三十一日までの間は、改正前の特別職給与法別表第一に掲げる政務次官の俸給月額に相当する金額とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行し、改正後の国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律附則第七項及び第八項の規定は、平成十年四月一日から適用する。

審査報告書

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十年十月九日

議院運営委員長 岡野 裕
参議院議長 斎藤 十朗殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書に適用される別表第一及び別表第二の給料表の改定を行おうとするものであって、妥当な措置と認める。

一、費用

本法律施行に要する経費は、平成十年度において約二億円である。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
右の本院提出案をここに送付する。

平成十年十月七日

衆議院議長 伊藤宗一郎
参議院議長 斎藤 十朗殿

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律
国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。
別表第一及び別表第二を次のように改める。
別表第一(第三条関係)

別表第二(第二條關係)

級	一	二	三
号	二一	一五三四二	一五四三二
給	二八三、六〇〇円 二九四、二〇〇円	三三五、五〇〇円 三四四、一〇〇円 三五二、七〇〇円 三六一、四〇〇円 三七〇、〇〇〇円	四〇一、四〇〇円 四一一、〇〇〇円 四二〇、五〇〇円 四三〇、一〇〇円 四三六、四〇〇円
給料月額			

佐藤 泰三君	清水嘉与子君	陣内 孝雄君	鈴木 政二君	田中 直紀君	竹山 裕君	谷川 秀善君	中島 真人君	中原 爽君	長峯 基君	西田 吉宏君	南野知恵子君	橋本 聖子君	畑 恵君	林 芳正君	平田 耕一君	三浦 一水君	溝手 顕正君	森下 博之君	矢野 哲朗君	山崎 正昭君	依田 智治君	吉村剛太郎君	脇 雅史君	浅尾慶一郎君	伊藤 基隆君	今井 澄君	江田 五月君	小川 敏夫君	勝木 健司君	木俣 佳丈君	久保 亘君	小林 元君	小山 峰男君	佐藤 泰介君	齋藤 勁君	笹野 貞子君	竹村 泰子君	千葉 景子君
坂野 重信君	塩崎 恭久君	須藤良太郎君	鈴木 正孝君	田村 公平君	武見 敬三君	中川 義雄君	中曾根弘文君	仲道 俊哉君	成瀬 守重君	野沢 太三君	長谷川道郎君	馳 浩君	服部三男雄君	日出 英輔君	松村 龍二君	水島 裕君	村上 正邦君	森田 次夫君	山内 俊夫君	山本 一太君	吉川 芳男君	若林 正俊君	足立 良平君	朝日 俊弘君	石田 美栄君	今泉 昭君	江本 孟紀君	岡崎トミ子君	川橋 幸子君	北澤 俊美君	郡司 彰君	小宮山洋子君	興石 東君	佐藤 雄平君	櫻井 充君	高嶋 良充君	谷林 正昭君	角田 義一君

寺崎 昭久君	内藤 正光君	高橋紀世子君	中村 敦夫君
直嶋 正行君	長谷川 清君	松岡満壽男君	
平田 健二君	広中和歌子君		
福山 哲郎君	藤井 俊男君		
堀 利和君	本田 良一君		
前川 忠夫君	松崎 俊久君		
松田 岩夫君	松前 達郎君		
峰崎 直樹君	本岡 昭次君		
築瀬 進君	柳田 稔君		
山下八洲夫君	吉田 之久君		
和田 洋子君	藁科 満治君		
荒木 清寛君	魚住裕一郎君		
海野 義孝君	大森 礼子君		
加藤 修一君	風間 昶君		
木庭健太郎君	沢 たまき君		
白浜 一良君	高野 博師君		
但馬 久美君	統 訓弘君		
鶴岡 洋君	浜田卓二郎君		
日笠 勝之君	弘友 和夫君		
福本 潤一君	益田 洋介君		
松 あきら君	山下 栄一君		
山本 保君	渡辺 孝男君		
大淵 桐子君	梶原 敬義君		
谷本 巍君	照屋 寛徳君		
田 英夫君	福島 瑞穂君		
洲上 貞雄君	三重野栄子君		
村沢 牧君	山本 正和君		
泉 信也君	入澤 肇君		
扇 千景君	田村 秀昭君		
高橋 令則君	月原 茂晴君		
戸田 邦司君	平野 貞夫君		
星野 朋市君	渡辺 秀央君		
石井 一二君	西川きよし君		
奥村 展三君	堂本 暁子君		
水野 誠一君	岩瀬 良三君		
菅川 健二君	岩本 莊太君		
海野 徹君	椎名 素夫君		
菅野 久光君	田名部匡省君		

反対者氏名	賛成者氏名
阿部 幸代君	阿南 一成君
市田 忠義君	青木 幹雄君
緒方 靖夫君	井上 裕君
笠井 亮君	石川 弘君
小泉 親司君	市川 一朗君
立木 洋君	岩城 光英君
西山登紀子君	岩永 浩美君
畑野 君枝君	上野 公成君
林 紀子君	尾辻 秀久君
宮本 岳志君	大野つや子君
吉岡 吉典君	岡 利定君
	加藤 紀文君
	鹿熊 安正君
	片山虎之助君
	釜本 邦茂君
	龜井 郁夫君
	河本 英典君
	木村 仁君

岸 宏一君	北岡 秀二君	佐藤 雄平君
久野 恒一君	国井 正幸君	櫻井 充君
倉田 寛之君	小山 孝雄君	高嶋 良充君
鴻池 祥肇君	佐々木知子君	谷林 正昭君
佐藤 泰三君	坂野 重信君	角田 義一君
清水嘉子子君	塩崎 恭久君	内藤 正光君
陣内 孝雄君	須藤良太郎君	長谷川 清君
鈴木 政二君	鈴木 正孝君	福山 哲郎君
田中 直紀君	田村 公平君	堀 利和君
竹山 裕君	武見 敬三君	前川 忠夫君
谷川 秀善君	中川 義雄君	松田 岩夫君
中島 眞人君	中曾根弘文君	円より子君
中原 爽君	仲道 俊哉君	本岡 昭次君
長峯 基君	成瀬 守重君	柳田 稔君
西田 吉宏君	野沢 三三君	吉田 之久君
南野知恵子君	長谷川道郎君	藁科 満治君
橋本 聖子君	馳 浩君	魚住裕一郎君
畑 恵君	服部三男雄君	大森 礼子君
林 芳正君	日出 英輔君	風間 昶君
平田 耕一君	松谷蒼一郎君	沢 たまき君
松村 龍二君	三浦 一水君	高野 博師君
水島 裕君	清手 顯正君	統 訓弘君
村上 正邦君	森下 博之君	浜田卓二郎君
森田 次夫君	矢野 哲朗君	弘友 和夫君
山内 俊夫君	山崎 正昭君	益田 洋介君
山本 一太君	依田 智治君	森本 晃司君
吉川 芳男君	吉村剛太郎君	山本 保君
若林 正俊君	脇 雅史君	阿部 幸代君
足立 良平君	浅尾慶一郎君	市田 忠義君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君	緒方 靖夫君
石田 美栄君	今井 澄君	笠井 亮君
今泉 昭君	江田 五月君	小泉 親司君
江本 孟紀君	小川 敏夫君	立木 洋君
岡崎トミ子君	勝本 健司君	西山登紀子君
川橋 幸子君	木俣 佳文君	畑野 君枝君
北澤 俊美君	久保 亘君	林 紀子君
郡司 彰君	小林 元君	宮本 岳志君
小宮山洋子君	小山 峰男君	吉岡 吉典君
奥石 東君	佐藤 泰介君	

吉岡 吉典君	山下 芳生君	吉川 春子君
宮本 岳志君	筆坂 秀世君	八田ひろ子君
林 紀子君	橋本 敦君	富樫 練三君
畑野 君枝君	須藤美也子君	小池 晃君
大沢 辰美君	岩佐 恵美君	井上 美代君
渡辺 孝男君	松 あきら君	福本 潤一君
日笠 勝之君	鶴岡 洋君	但馬 久美君
白浜 一良君	木庭健太郎君	加藤 修一君
海野 義孝君	荒木 清寛君	和田 洋子君
山下八洲夫君	築瀬 進君	松崎 俊久君
前川 忠夫君	本田 良一君	藤井 俊男君
平田 健二君	直嶋 正行君	寺崎 昭久君
千葉 景子君	竹村 泰子君	笹野 貞子君
齋藤 勤君	齋藤 勤君	

反対者氏名

〇名

日程第三 特別職の職員に給する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

一九九名

大瀨 絹子君	梶原 敬義君	釜本 邦茂君	鎌田 要人君	北澤 俊美君	久保 亘君	戸田 邦司君	平野 貞夫君
谷本 巖君	照屋 寛徳君	龜井 郁夫君	龜谷 博昭君	郡司 彰君	小林 元君	星野 明市君	渡辺 秀次君
田 英夫君	福島 瑞穂君	河本 英典君	木村 仁君	小宮山洋子君	小山 峰男君	石井 一二君	佐藤 道夫君
淵上 貞雄君	三重野栄子君	岸 宏一君	北岡 秀二君	奥石 東君	佐藤 泰介君	西川きよし君	奥村 展三君
村沢 牧君	山本 正和君	久野 恒一君	国井 正幸君	佐藤 雄平君	齋藤 勲君	堂本 曉子君	水野 誠一君
泉 信也君	入澤 肇君	倉田 寛之君	小山 孝雄君	櫻井 充君	笹野 貞子君	岩瀬 良三君	菅川 健二君
扇 千景君	田村 秀昭君	鴻池 祥肇君	佐々木知子君	高嶋 良充君	竹村 泰子君	岩本 莊太君	海野 徹君
高橋 令則君	月原 茂皓君	佐藤 泰三君	坂野 重信君	角田 義一君	千葉 景子君	椎名 素夫君	菅野 久光君
戸田 邦司君	平野 貞夫君	清水嘉与子君	塩崎 恭久君	内藤 正光君	寺崎 昭久君	田名部匡省君	高橋紀世子君
星野 朋市君	渡辺 秀次君	陣内 孝雄君	須藤良太郎君	長谷川 清君	直嶋 正行君	松岡満壽男君	
石井 一二君	佐藤 道夫君	鈴木 政二君	鈴木 正孝君	堀山 哲郎君	平田 健二君		
西川きよし君	奥村 展三君	田中 直紀君	田村 公平君	堀 利和君	藤井 俊男君		
堂本 曉子君	水野 誠一君	谷川 裕君	武見 敬三君	前川 忠夫君	本田 良一君		
岩瀬 良三君	菅川 健二君	中島 眞人君	中川 義雄君	松田 岩夫君	松崎 俊久君		
岩本 莊太君	海野 徹君	中原 爽君	中曾根弘文君	円より子君	松前 達郎君		
椎名 素夫君	菅野 久光君	長峯 基君	仲道 俊哉君	本岡 昭次君	峰崎 直樹君		
田名部匡省君	高橋紀世子君	西田 吉宏君	成瀬 守重君	柳田 稔君	篠瀬 進君		
松岡満壽男君		南野知恵子君	野沢 太三君	吉田 久之君	山下八洲夫君		
		橋本 聖子君	長谷川道郎君	薬科 満治君	和田 洋子君		
		畑 恵君	服部三男雄君	魚住裕一郎君	荒木 清寛君		
		林 芳正君	日出 英輔君	大森 礼子君	海野 義孝君		
		平田 耕一君	松谷蒼一郎君	風間 桐君	加藤 修一君		
		水島 裕君	三浦 一水君	沢 たまき君	木庭健太郎君		
		村上 正邦君	溝手 顕正君	高野 博師君	白浜 一良君		
		森田 次夫君	森下 博之君	統 訓弘君	但馬 久美君		
		山内 俊夫君	矢野 哲明君	浜田卓二郎君	鶴岡 洋君		
		山本 一太君	山崎 正昭君	弘友 和夫君	日笠 勝之君		
		吉川 芳男君	依田 智治君	益田 洋介君	福本 潤一君		
		若林 正俊君	吉村剛太郎君	森本 晃司君	松 あきら君		
		足立 良平君	脇 雅史君	渡辺 孝男君	山下 栄一君		
		朝日 俊弘君	浅尾慶一郎君	梶原 敬義君	大瀨 絹子君		
		石田 美栄君	伊藤 基隆君	照屋 寛徳君	谷本 巖君		
		今泉 昭君	今井 澄君	淵上 貞雄君	田 英夫君		
		江本 孟紀君	江田 五月君	村沢 牧君	三重野栄子君		
		岡崎トミ子君	小川 敏夫君	泉 信也君	山本 正和君		
		川橋 幸子君	勝木 健司君	扇 千景君	入澤 肇君		
			木俣 佳文君	高橋 令則君	田村 秀昭君		
					月原 茂皓君		

反対者氏名

二二名

日程第四 防衛庁の職員に給する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

賛成者氏名

一九八名

戸田 邦司君	平野 貞夫君	阿部 幸代君	井上 美代君
星野 明市君	渡辺 秀次君	市田 忠義君	岩佐 恵美君
石井 一二君	佐藤 道夫君	緒方 靖夫君	大沢 辰美君
西川きよし君	奥村 展三君	笠井 亮君	小池 晃君
堂本 曉子君	水野 誠一君	小泉 親司君	須藤美也子君
岩瀬 良三君	菅川 健二君	富樫 練三君	西山登紀子君
岩本 莊太君	海野 徹君	橋本 敦君	細野 君枝君
椎名 素夫君	菅野 久光君	八田ひろ子君	林 紀子君
田名部匡省君	高橋紀世子君	山下 芳生君	宮本 岳志君
松岡満壽男君		吉川 春子君	吉岡 古典君
			福島 瑞穂君

江本 孟紀君	今泉 昭君	石田 美栄君	朝日 俊弘君	足立 良平君	若林 正俊君	吉川 芳男君	山本 一太君	山内 俊夫君	森田 次夫君	村上 正邦君	水島 裕君	松村 龍二君	平田 耕一君	林 芳正君	畑 恵君	橋本 聖子君	南野 知恵子君	西田 吉宏君	長峯 基君	中原 爽君	中島 眞人君	谷川 秀善君	竹山 裕君	田中 直紀君	鈴木 政二君	陣内 孝雄君	清水 嘉与子君	佐藤 泰三君	鴻池 祥肇君	倉田 寛之君	久野 恒一君	岸 宏一君	河本 英典君	龜井 郁夫君	釜本 邦茂君	片山 虎之助君	鹿熊 安正君
小川 敏夫君	江田 五月君	今井 澄君	伊藤 基隆君	浅尾 慶一郎君	脇 雅史君	吉村 剛太郎君	依田 智治君	山崎 正昭君	矢野 哲朗君	森下 博之君	溝手 顯正君	三浦 一水君	松谷 蒼一郎君	日出 英輔君	服部 三男雄君	馳 浩君	長谷川 道郎君	野沢 太三君	成瀬 守重君	仲道 俊哉君	中曾 根弘文君	中川 義雄君	武見 敬三君	田村 公平君	鈴木 正孝君	須藤 良太郎君	塩崎 恭久君	坂野 重信君	佐々木 知子君	小山 孝雄君	国井 正幸君	北岡 秀二君	木村 仁君	龜谷 博昭君	鎌田 要人君	金田 勝年君	景山 俊太郎君

村沢 貞雄君	淵上 貞雄君	田 英夫君	谷本 巖君	大淵 絹子君	山本 保君	森本 晃司君	益田 洋介君	弘友 和夫君	浜田 卓二郎君	統 訓弘君	高野 博師君	沢 たまき君	風間 昶君	大森 礼子君	魚住 裕一郎君	薬科 満治君	吉田 之久君	柳田 稔君	本岡 昭次君	円 より子君	松田 岩夫君	前川 忠夫君	堀 利和君	福山 哲郎君	長谷川 清君	内藤 正光君	角田 義一君	谷林 正昭君	高嶋 良充君	櫻井 充君	佐藤 雄平君	興石 東君	小宮 山洋子君	郡司 彰君	北澤 俊美君	川橋 幸子君	岡崎 トミ子君
山本 正和君	三重野 栄子君	福島 瑞穂君	照屋 寛徳君	梶原 敬義君	渡辺 孝男君	山下 栄一君	松 あきら君	日笠 勝之君	福本 潤一君	鶴岡 洋君	但馬 久美君	白浜 一良君	木庭 健太郎君	加藤 修一君	海野 義孝君	荒木 清寛君	和田 洋子君	山下 八洲夫君	篠瀬 進君	松前 達郎君	峰崎 直樹君	松崎 俊久君	本田 良一君	藤井 俊男君	平田 健二君	直嶋 正行君	寺崎 昭久君	千葉 豊子君	竹村 泰子君	笹野 貞子君	齋藤 勤君	佐藤 泰介君	小山 峰男君	小林 元君	久保 巨君	木俣 佳文君	勝木 健司君

岩永 浩美君	岩城 光英君	市川 一朗君	石川 弘君	井上 裕君	青木 幹雄君	阿南 一成君	賛成者氏名	岩永 浩美君	上杉 光弘君	岩永 浩美君	岩城 光英君	市川 一朗君	石川 弘君	井上 裕君	青木 幹雄君	阿南 一成君	賛成者氏名
高橋 紀世子君	吉岡 吉典君	宮本 岳志君	林 紀子君	畑 君枝君	西山 登紀子君	立木 洋君	小泉 親司君	笠井 亮君	笠井 亮君	笠井 亮君	笠井 亮君	笠井 亮君	笠井 亮君	笠井 亮君	笠井 亮君	笠井 亮君	笠井 亮君
高橋 紀世子君	吉岡 吉典君	宮本 岳志君	林 紀子君	畑 君枝君	西山 登紀子君	立木 洋君	小泉 親司君	笠井 亮君	笠井 亮君	笠井 亮君	笠井 亮君	笠井 亮君	笠井 亮君	笠井 亮君	笠井 亮君	笠井 亮君	笠井 亮君

若林 正俊君	吉川 芳男君	山本 一太君	山内 俊夫君	森田 次夫君	村上 正邦君	水島 裕君	松村 龍二君	平田 耕一君	林 芳正君	畑 恵君	橋本 聖子君	南野 知恵子君	西田 吉宏君	長峯 基君	中原 爽君	中島 眞人君	谷川 秀善君	竹山 裕君	田中 直紀君	鈴木 政二君	陣内 孝雄君	清水 嘉与子君	佐藤 泰三君	鴻池 祥肇君	倉田 寛之君	久野 恒一君	岸 宏一君	河本 英典君	龜井 郁夫君	釜本 邦茂君	片山 虎之助君	鹿熊 安正君	上野 公成君	尾辻 秀久君	大野 つや子君	岡 利定君	加藤 紀文君	鹿熊 安正君	片山 虎之助君	釜本 邦茂君	龜井 郁夫君	河本 英典君	岸 宏一君	久野 恒一君	倉田 寛之君	佐藤 泰三君	鴻池 祥肇君	清水 嘉与子君	陣内 孝雄君	鈴木 政二君	田中 直紀君	竹山 裕君	谷川 秀善君	中島 眞人君	中原 爽君	長峯 基君	西田 吉宏君	南野 知恵子君	橋本 聖子君	畑 恵君	林 芳正君	平田 耕一君	松村 龍二君	水島 裕君	村上 正邦君	森田 次夫君	山内 俊夫君	山本 一太君	吉川 芳男君	若林 正俊君	
脇 雅史君	吉村 剛太郎君	依田 智治君	山崎 正昭君	矢野 哲朗君	森下 博之君	溝手 顯正君	三浦 一水君	松谷 蒼一郎君	日出 英輔君	服部 三男雄君	馳 浩君	長谷川 道郎君	野沢 太三君	成瀬 守重君	仲道 俊哉君	中曾 根弘文君	中川 義雄君	武見 敬三君	田村 公平君	鈴木 正孝君	須藤 良太郎君	塩崎 恭久君	坂野 重信君	佐々木 知子君	小山 孝雄君	国井 正幸君	北岡 秀二君	木村 仁君	龜谷 博昭君	鎌田 要人君	金田 勝年君	景山 俊太郎君	海老原 義彦君	大島 慶久君	太田 豊秋君	岡野 裕君	加納 時男君	景山 俊太郎君	金田 勝年君	鎌田 要人君	龜谷 博昭君	木村 仁君	北岡 秀二君	国井 正幸君	小山 孝雄君	佐々木 知子君	坂野 重信君	塩崎 恭久君	須藤 良太郎君	鈴木 正孝君	田村 公平君	武見 敬三君	中川 義雄君	中曾 根弘文君	仲道 俊哉君	成瀬 守重君	長峯 基君	西田 吉宏君	南野 知恵子君	橋本 聖子君	畑 恵君	林 芳正君	平田 耕一君	松村 龍二君	水島 裕君	村上 正邦君	森田 次夫君	山内 俊夫君	山本 一太君	吉川 芳男君	若林 正俊君

足立 良平君	浅尾慶一郎君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君
石田 美栄君	今井 澄君
今泉 昭君	江田 五月君
江本 孟紀君	小川 敏夫君
岡崎トミ子君	勝木 健司君
川橋 幸子君	木俣 佳文君
北澤 俊美君	久保 亘君
郡司 彰君	小林 元君
小宮山洋子君	小山 峰男君
興石 東君	佐藤 泰介君
佐藤 雄平君	齋藤 勳君
櫻井 充君	笹野 貞子君
高嶋 良充君	竹村 泰子君
谷林 正昭君	千葉 景子君
角田 義一君	寺崎 昭久君
内藤 正光君	直嶋 正行君
長谷川 清君	平田 健二君
福山 哲郎君	藤井 俊男君
堀 利和君	本田 良一君
前川 忠夫君	松崎 俊久君
松田 岩夫君	松前 達郎君
円より子君	峰崎 直樹君
本岡 昭次君	築瀬 進君
柳田 稔君	山下八洲夫君
吉田 之久君	和田 洋子君
薬科 満治君	荒木 清寛君
魚住裕一郎君	海野 義孝君
大森 礼子君	加藤 修一君
風間 昶君	木庭健太郎君
沢 たまき君	白浜 一良君
高野 博師君	但馬 久美君
統 訓弘君	鶴岡 洋君
浜田卓二郎君	日笠 勝之君
弘友 和夫君	福本 潤一君
益田 洋介君	松 あきら君
森本 晃司君	山下 栄一君
山本 保君	渡辺 孝男君

阿部 幸代君	井上 美代君
市田 忠義君	岩佐 恵美君
緒方 靖夫君	大沢 辰美君
笠井 亮君	小池 晃君
小泉 親司君	須藤美也子君
立木 洋君	富樫 練三君
西山登紀子君	橋本 敦君
畑野 君枝君	八田ひろ子君
林 紀子君	筆坂 秀世君
宮本 岳志君	山下 芳生君
吉岡 吉典君	吉川 登子君
大淵 絹子君	梶原 敬義君
谷本 彌君	照屋 寛徳君
田 英夫君	福島 瑞穂君
湖上 貞雄君	三重野榮子君
村沢 牧君	山本 正和君
泉 信也君	入澤 肇君
扇 千景君	田村 秀昭君
月原 茂晴君	戸田 邦司君
平野 貞夫君	星野 朋市君
渡辺 秀央君	石井 一二君
佐藤 道夫君	西川きよし君
奥村 展三君	堂本 曉子君
水野 誠一君	岩瀬 良三君
菅川 健二君	岩本 莊太君
海野 徹君	椎名 素夫君
菅野 久光君	田名部匡省君
高橋紀世子君	中村 敦夫君
松岡満壽男君	

石川 弘君	石渡 清元君
市川 一朗君	岩井 國臣君
岩城 光英君	岩崎 純三君
岩永 浩美君	上杉 光弘君
上野 公成君	海老原義彦君
尾辻 秀久君	大島 慶久君
大野つや子君	太田 豊秋君
岡 利定君	岡野 裕君
加藤 紀文君	加納 時男君
鹿熊 安正君	景山俊太郎君
片山虎之助君	金田 勝年君
釜本 邦茂君	鎌田 要人君
龜井 郁夫君	龜谷 博昭君
河本 英典君	木村 仁君
岸 宏一君	北岡 秀二君
久野 恒一君	国井 正幸君
倉田 寛之君	小山 孝雄君
鴻池 祥肇君	佐々木知子君
佐藤 泰三君	坂野 重信君
清水嘉子子君	塩崎 恭久君
陣内 孝雄君	須藤良太郎君
鈴木 政二君	鈴木 正孝君
田中 直紀君	田村 公平君
竹山 裕君	武見 敬三君
谷川 秀善君	中川 義雄君
中島 眞人君	中曾根弘文君
中原 興君	仲道 俊哉君
長峯 基君	成瀬 守重君
西田 吉宏君	野沢 太三君
南野知恵子君	長谷川道郎君
橋本 聖子君	馳 浩君
畑 恵君	服部三男雄君
林 芳正君	日出 英輔君
平田 耕一君	松谷蒼一郎君
松村 龍二君	三浦 一水君
水島 裕君	溝手 顯正君
村上 正邦君	森下 博之君
森田 次夫君	矢野 哲朗君

山内 俊夫君	山崎 正昭君
山本 一太君	依田 智治君
吉川 芳男君	吉村剛太郎君
若林 正俊君	脇 雅史君
足立 良平君	浅尾慶一郎君
朝日 俊弘君	伊藤 基隆君
石田 美栄君	今井 澄君
今泉 昭君	江田 五月君
江本 孟紀君	小川 敏夫君
岡崎トミ子君	勝木 健司君
川橋 幸子君	木俣 佳文君
北澤 俊美君	久保 亘君
郡司 彰君	小林 元君
小宮山洋子君	小山 峰男君
興石 東君	佐藤 泰介君
佐藤 雄平君	齋藤 勳君
櫻井 充君	笹野 貞子君
高嶋 良充君	竹村 泰子君
谷林 正昭君	千葉 景子君
角田 義一君	寺崎 昭久君
内藤 正光君	直嶋 正行君
長谷川 清君	平田 健二君
福山 哲郎君	堀 利和君
藤井 俊男君	本田 良一君
松崎 俊久君	松前 達郎君
松田 岩夫君	松崎 俊久君
円より子君	峰崎 直樹君
本岡 昭次君	築瀬 進君
柳田 稔君	山下八洲夫君
吉田 之久君	和田 洋子君
薬科 満治君	荒木 清寛君
魚住裕一郎君	海野 義孝君
大森 礼子君	加藤 修一君
風間 昶君	木庭健太郎君
沢 たまき君	白浜 一良君
高野 博師君	但馬 久美君
統 訓弘君	鶴岡 洋君
浜田卓二郎君	

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

賛成者氏名

二三名

日笠 勝之君 弘友 和夫君
福本 潤一君 益田 洋介君
松 あきら君 森本 晃司君
山下 栄一君 山本 保君
渡辺 孝男君 阿部 幸代君
市田 忠義君 岩佐 惠美君
緒方 靖夫君 大沢 辰美君
笠井 亮君 小池 晃君
小泉 親司君 須藤美也子君
立木 洋君 富樫 練三君
西山登紀子君 橋本 敦君
畑野 君枝君 八田ひろ子君
林 紀子君 筆坂 秀世君
宮本 岳志君 山下 芳生君
吉岡 吉典君 吉川 春子君
大瀨 絹子君 梶原 敬義君
谷本 巖君 照屋 寛徳君
田 英夫君 福島 瑞穂君
淵上 貞雄君 三重野栄子君
村沢 牧君 山本 正和君
泉 信也君 入澤 肇君
扇 千景君 田村 秀昭君
月原 茂皓君 戸田 邦司君
平野 貞夫君 星野 朋市君
渡辺 秀央君 石井 一二君
佐藤 道夫君 西川きよし君
奥村 展三君 堂本 曉子君
水野 誠一君 岩瀬 良三君
菅川 健二君 岩本 莊太君
海野 徹君 椎名 素夫君
菅野 久光君 田名部匡省君
高橋紀世子君 中村 敦夫君
松岡満壽男君

反対者氏名

〇名

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

阿南 一成君
青木 幹雄君
井上 裕君
石川 弘君
市川 一朗君
岩城 光英君
岩永 浩美君
上野 公成君
尾辻 秀久君
大野つや子君
岡 利定君
加藤 紀文君
鹿熊 安正君
片山虎之助君
釜本 邦茂君
亀井 郁夫君
河本 英典君
岸 宏一君
倉田 恒一君
倉田 寛之君
鴻池 祥肇君
佐藤 泰三君
清水嘉与子君
陣内 孝雄君
鈴木 政二君
田中 直紀君
竹山 裕君
谷川 秀善君
中島 眞人君
中原 爽君
長峯 基君
西田 吉宏君
南野知恵子君
橋本 聖子君
畑 恵君
林 芳正君

平田 耕一君
松村 龍二君
水島 裕君
村上 正邦君
森田 次夫君
山内 俊夫君
山本 一太君
吉川 芳男君
若林 正俊君
足立 良平君
朝日 俊弘君
石田 美栄君
今泉 昭君
江本 孟紀君
岡崎トミ子君
川橋 幸子君
北澤 俊美君
郡司 彰君
小宮山洋子君
奥石 東君
佐藤 雄平君
櫻井 充君
高嶋 良光君
谷林 正昭君
角田 義一君
内藤 正光君
長谷川 清君
福山 哲郎君
堀 利和君
前川 忠夫君
松田 岩夫君
円より子君
本岡 昭次君
柳田 稔君
吉田 之久君
薬科 満治君
魚住裕一郎君
大森 礼子君
風間 昶君

松谷蒼一郎君
三浦 一水君
溝手 順正君
森下 博之君
矢野 哲朗君
山崎 正昭君
依田 智治君
吉村剛太郎君
脇 雅史君
浅尾慶一郎君
伊藤 基隆君
今井 澄君
江田 五月君
小川 敏夫君
勝木 健司君
木俣 佳文君
久保 亘君
小林 元君
小山 峰男君
佐藤 泰介君
齋藤 勲君
笹野 貞子君
竹村 泰子君
寺崎 昭久君
直嶋 正行君
平田 健二君
藤井 俊男君
本田 良一君
松崎 俊久君
松前 達郎君
峰崎 直樹君
築瀬 進君
山下八洲夫君
和田 洋子君
荒木 清寛君
海野 義孝君
加藤 修一君
木庭健太郎君

反対者氏名

〇名

(第四号の発送は都合により後日となるため、第十五号を先に発送しました。)

発行所 千一〇五八四四五
二番四号 東京港区虎ノ門二丁目
大蔵省印刷局
電話 08 (3587) 4294
定価 本号一〇五円
送料 別